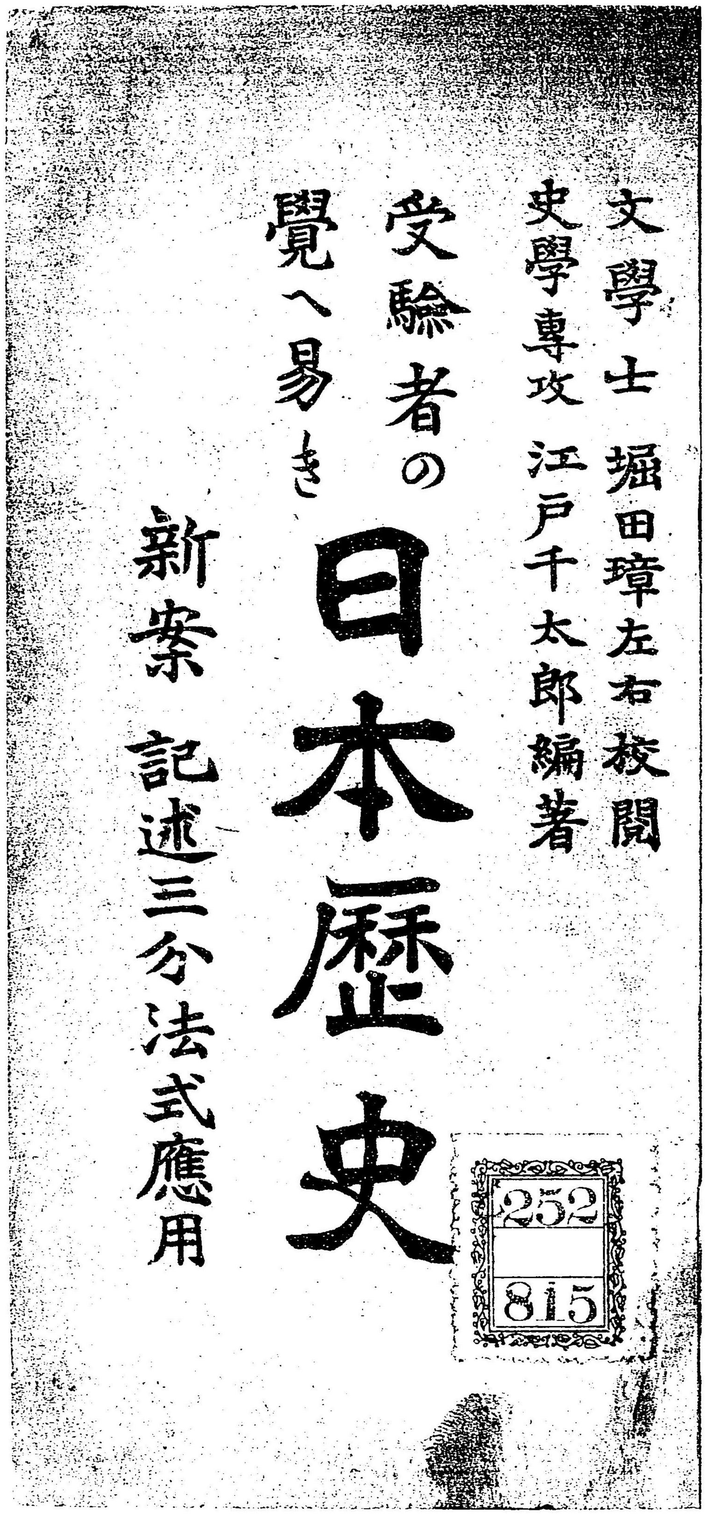

049577-000-0

特30-240

受験者の覚へ易き日本歴史

江戸　千太郎／著

M40

BEM-0270

特30
240

自叙

題して『受驗者の覺へ易き日本歴史』といふ、これ著者が受驗者諸氏の記臆と了解とに便せんが爲め特に時間と腦力との經濟に意を注ぎ、記述皆三分法を以てしたれば也、思ふに歴史著作者の要は簡便の方法を工夫し讀者をして、なる丈け容易に古今の變遷に通曉せしむるにある可し、而して、この三分記述法は這般の目的に對し、最も適當なるものゝ一たるを失はず、著者か此體を採る所以實に玆にありて存す矣。

本冊子小なりと雖、其内容に於て上下二千六百有余年に亘れる大事を網羅し、其實質に於て、近世新研究の結果を、簡明に且つ平易に叙述せむことを勉めたれば、その啻に受驗者諸氏にとりて必携の書たるのみならず、亦一般讀史界にとりて恰好の參考

内交
40 3 30

書たるを失はざる可し、著者は更に同體の西洋史東洋史を公にして以て此界の便宜を計らむとす。

本書之を三編に分ち、第一編に於て重要なる事件を叙し、第二編に於て人名地名の簡單なる説明をなし、第三編に於て雑多の歴史事項を解釋す、彼我互に補ひて以て遺漏なからむことを期せり。

記臆に便を謀る爲め、各節を悉皆三段に分ち、事實人物地名の取捨亦皆三を以て標準とし、而かも遺漏なからむことを務めたるは著者の尤も苦心せし所也、亦年代を示すに概ね年號を用ひて紀元を用ゐざるは、例へば延暦五年といふの覺え易くして、紀元一四四六年といふの覺え難ければ也。

要は只受驗者諸氏が此書によりて以て充二分の効果を收獲せられむことを希ふにあり。

明治四十年三月

駒込の寓居に於て

江戸千太郎しるす。

近刊豫告

受驗者の覺へ易き

西洋歷史

目下印刷中につき

五月中旬發行

受驗者の覺え易き

日本歷史

（三分記述法日本歷史）

第壹編（事件の部）

(A)上世史

(一)神武の創業、
(二)熊襲及蝦夷征服、
(三)三韓の內附、
(四)佛教の傳來、
(五)大化の改新、
(六)壬申の亂、
(七)奈良朝の盛時、
(八)平安奠都と桓武天皇、
(九)弘仁時代、
(十)藤原氏の繁榮、
(十一)承平天慶の亂、
(十二)刀伊の賊及前九年後三年の役、
(十三)院政時代と武人の登用、
(十四)保元平治の亂、
(十五)平氏の滅亡、

(B)中世史

(一)鎌倉幕府と源賴朝、
(二)承久の亂、
(三)法律文學及新宗教、
(四)元寇の役、
(五)朝幕の關係、
(六)北條氏の滅亡と建武中興、
(七)南北朝時代、
(八)室町幕府と義滿、
(九)應仁の亂、
(十)東山時代、
(十一)戰國時代、
(十二)足利時代の外交、
(十三)織田信長の業、
(十四)豐臣秀吉の偉業、
(十五)朝鮮征伐、

(C)近世史

(一)德川家康と關原の役、
(二)寬永の治、
(三)元祿の盛華、
(四)吉宗の中興、
(五)寬政の治、
(六)尊王論の發達、
(七)天保の改革、
(八)幕末の外交、
(九)討幕論、
(十)大政奉還、
(十一)明治維新、
(十二)征韓論、
(十三)憲法發布及國會開設、
(十四)日清戰爭
(十五)日露戰役、

第貳編（人名地名の部）

(A)上世篇

(一)大化以前に於ける人名、
(二)大化以前に於ける地名、
(三)大化以後奈良朝時代に於ける人名、
(四)奈良時代の地名、
(五)平安時代に於ける人名、
(六)平安時代に於ける地名、

(B)中世篇

(一)鎌倉時代の人名、
(二)鎌倉時代の地名、
(三)南北朝時代に於ける人名、
(四)南北朝時代に於ける地名、
(五)足利時代の人名、
(六)足利時代の地名、

(C)近世篇

(一)享保以前に於ける江戶時代人名、
(二)江戶時代初期の地名、
(三)享保以後維新迄の人名、
(四)江戶時代後期の地名、
(五)明治以後の人名、
(六)明治以後の地名、

第參編（事項の部）

(A)上世篇

(一)大化以前に於ける事項（政治的方面及風俗的方面）、
(二)奈良時代に於ける事項の說明、
(三)平安時代に於ける事項（政治、經濟、軍事交通方面）、

(B)中世篇

(一)鎌倉時代に於ける事項の說明、
(二)南北朝時代に於ける事項の說明、
(三)足利戰國時代に於ける事項の說明、

(C)近世篇

(一)江戶時代に於ける事項、法制に關するもの、
(二)宗教に關するもの、
(三)雜事項、

受驗者の覺え易き

日本歷史

文學士　堀田璋左右校閲
史學專攻　江戸千太郎著述

第一篇　事件の部

(A)　上世史（神武の創業より平氏の滅亡に至る千八百餘年間）

一、神武(1)の創業。

(1)神武天皇以前を神代の世といふ、此間の

神武天皇大和を平定し、橿原に於て天皇の位につき給ふ、其次第左

の如し。

(I)「東征の原因」、神武の初にあたり、西方諸國旣に王化に服したるも、東北には諸部落各々酋長を奉じて、未だ統一する所なかりければ、天皇は天孫瓊々杵尊(ニニギノミコト)以來の理想(2)を實現せむが爲め東方青山四周せる美地を得、以て天業を弘めむと欲し、諸皇族の贊助を得、皇兄五瀨命(イツセノミコト)と共に皇族群臣を率ゐて日向を發し東征の途につき給ふ、これ紀元十余年前の事也。

(II)「東征」、神武天皇日向を發して九州北部を鎭め更に海路山陽道に向ひ安藝及吉備に駐ること數年にして之を平定し茲に兵糧兵船を整へ大阪(3)を經て大和に入らむとす、土族酋長長髓彥(ナガスネヒコ)之を要擊して官軍利なく皇兄五瀨命流矢に當り給ひければ、天皇地利の不可あるを思ひ、途を轉じて海路紀伊に至り熊野の險を越えて吉野に入り給へり、これより大伴、大久米を將として幾多(4)の土賊を誅伐し、遂に長髓彥の軍に向ひしに、饒速日命(ニギハヤヒノ)、之を殺して降り、茲に大和平定す、斯くて天皇は其目的たる大和を得給ひき。「因にいふ、五瀨命は紀伊に向ふ途中創甚しくなりて薨せられ、これより天皇は皇軍の大元帥となり給ひしものにして其初めは五瀨命と共に軍を卒ゐられしものなり」

(III)「結果」、天皇は大和平定の後橿原(カシハラ)に於て皇祖天神を祀り天皇の位に卽き給ふ、これより建國の基礎定り、天種子(アメノタネコ)命中臣(ナカトミ)の祖天富命(アメトミノ)は文官となり、道臣命(ミチノオミノ)大伴(オホトモ)の祖大久米命(オホクメノ)久米(クメ)(6)の祖可美眞手命(ウマシマデノ)物部(モノノベ)の祖

(1) 事蹟、荒誕にして信ずべきもの少く其歲月の如きも悠久にして計るべからず、

(2) 天祖天照大神、皇孫瓊々杵尊を降し、三種の神器を授け天讓無窮の詔勅を下し給ふ、これ實に我國建國の基礎にして、國體の淵源を表章せるもの也、

(3) 當時浪速と稱せり

(4) 八十梟師及び兄猾等の類を、いふ、

(5) 吾國の紀元は通常四紀前六百六十年也、

(6) 可美眞手命は

は武官となりて中央政府の組織なり、地方には國造（クニノミヤツコ）、縣主（アガタヌシ）を置きて之を治めしめ給へり。

二、熊襲及蝦夷征服。

景行天皇の御世に熊襲（クマソ）及蝦夷（エミシ）叛し、皇子日本武尊（ヤマトタケルノ）、之を征服し給へり、其次第次の如し。

(I)〔原因〕、皇威の擴張を圖る爲め、東海、北陸、丹波、山陽に四道[1]將軍を派して後、蠻夷と接觸する範圍廣まり、皇威擴張の理想が蠻族の利害と相容れず、玆に叛亂相ついで邊土に起るに至りぬ、殊に熊襲の吾田（アダ）[2]は神武東征の後援として大効あるに拘らず戰捷後、其子孫重任せられず、其不平發して亦叛亂の一因をなせり。

(1) 四道將軍のことは第三篇に委し、

(2) 神武の先の皇后五平津媛は九州吾田の產也然るに神武の即位後外戚の權出雲族の子孫に傳はれり、

(3) 川上梟師の據りし處何處なるや不明なるも多分九州日向の山中なる可し、

(4) 三種神器の一也事第三編に委し、

(5) 武彥は越の國を巡察せり、

(II)〔征服〕、熊襲は先に景行天皇親征して其賊魁を誅せられしが〔紀元七四二〕後八年再び叛を謀りければ、皇子小確命（ナウスノ）（日本武尊）御年十六を以て之に向ひ、女裝して賊帥川上梟帥（カワカミタケル）の窟[3]に入り遂に之を誅滅し給へり。

東北の蝦夷の叛するに及び、日本武尊亦之を征し給ふ、尊は駿河燒津（ヤキツ）に於て草薙劍（クサナギノツルギ）[4]によりて賊難を脫れ、相摸より海上上總に渡り蝦夷の域に入りて、日高見國（ヒタカミ）（北上川流域）を平定し、歸路中山道を經て、近江伊吹山（イブキヤマ）の賊を平げ、病を得て伊勢の能褒野（ノボノ）に薨ず、副將吉備武彥（キビノタケヒコ）[5]之を京師に復命せり。

(III)〔結果〕、玆に皇威西南東北に及び、景行天皇は東北地方を巡視し

て其七十余子を諸國に分封せられければ、成務天皇に至り山河の位置
によりて國縣を定め皇化普く地方に及ふに至れり。

三、三韓の內附。

神功皇后(1)三韓を征服して之を我版圖とし給へり、今其次第を左に述
べむ。

(I)〔原因〕、我國韓半島との交通は既に神代より開け彼我の住來絶え
さりしが、半島の形勢は遂に任那(2)(ミマナ)をして崇神の朝、我國に保護を乞はし
むるに至れり、爾來吾國は內治を整へ國勢を養ひて以て外交にたづさ
わらむとせしが垂仁、景行、成務の經營大に其効を奏し茲に初めて年來
の宿望を實行するの素地を造り得たり、熊襲新羅と通じ三度(ミタビ)叛を謀り

(1) 新羅、百濟、高麗の三國をいふ、古より相對立して互に爭へり、

(2) 任那は新羅と百濟との間にあり、委くは第二編を見よ、

仲哀天皇の親征して崩し給ふや、神功皇后の其後據を破らむとて出征
し給ひしこと、即ち其理想實現に外ならず。

(II)〔征服〕、皇后は武內宿禰と計り築紫を鎭撫して、後唐津(カラツ)より舟師
を卒ゐて順風に乘じ忽ち新羅(シラギ)に上陸して之を進擊せしかば國王驚きて
降を乞ひ、每年貢船を進めむことを約し百濟(クダラ)亦風を臨みて降參せり、
皇后乃ち官司を置きて筑紫に凱旋し給へり。

(III)〔結果〕、韓土征服後の結果は我國史上重要なる大事件也、國威の
發揚其一也、外交事件の頻繁其二也、文學技藝の傳來進步其三也。

(イ) 應神卽位の後神功皇后の攝政六十九年に及び武內宿禰之が輔佐た
り、征服せる新羅百濟には官司を置き任那の日本府をして之を統轄せ

しめ筑紫の都督府をして之を控制せしめければ、國威愈々振ひて高麗(コマ)も貢を通じ、韓土大半吾叛圖内に入るに至れり。

(ロ) 韓半島に領土を有することは、外交事件の頻繁なる勿論にして漢土とも交通の開くる亦自然といふべし、されど交通機關の發達せざる幼稚なる時代に海外に領土を有するの困難たる勿論にして、仁德の朝に新羅の叛きし以來稍統御し難く羈體の朝に(3)大伴金村(オホトモノカナムラ)の外交失敗以後、任那日に衰へ韓土は反つて厄介視さるゝに至れり、これが爲め國費多端にして財政整はず、三韓益々統御し難く、唐との交渉も繁煩にならむとせしかば遂に天智天皇は非常の英斷を以て全く韓土を捨てられたり、これ時機に適せる政策にして、これより外は唐と好を通じて、

(3)第二編に委し

(4)第二編人名の部を見よ、

文化を輸入し、內は東北西南諸邊境の開拓鎭撫となりて中興の實を擧け得るに至れり。

(ハ) 韓土の內附以後彼我の交通盛となり漢土の東洋文明日を逐ふて三韓より傳はり、吾國の風俗工藝に至大の影響を及ぼせしが就中儒敎を以て尤も大なるものとす、我國從來の忠孝思想がこれに依て明確に表され、應神の朝、阿直岐(アヂキ)、王仁(ワニ)の來りて皇子稚郎子(ワカイラツコ)を敎ふるや、遂に發して仁德との皇位讓り合ひとなり、仁德の卽位後は三年賦役の免除となる等其效果の著しきものあり、且つ年々來貢の百濟船は工藝品工藝人の數多を載せ來り、幾多の歸化人(4)は各自漢韓の文化を諸國に傳播するの謀介となり、之に加へて雄略天皇の工業奬勵は吳國より工人の

招聘となりて、吾國の工藝産業は至大の發達を遂げ得るに至れり。

四、佛教の渡來と蘇我氏。

欽明天皇の十三年百濟より佛教を傳へ大に吾國の文化發達を促したり、其次第左の如し。

(I) 〔傳來〕、韓土との交通盛なるにつれ欽明天皇の十三年(1)十月、百濟の聖明王(セイメイワウ)使を遣して佛像及經典を献し又表を上りて其由來、功德を稱賛せり。

(II) 〔佛像崇拜可否の論〕、天皇乃ち群臣を集め之を崇拜するの可否を問給へり、大臣蘇我稻目(ソガノイナメ)、崇佛を主張し、大連物部尾輿(モノノベノオコシ)、排佛を主張す、是に於て天皇は佛像を稻目に賜ひ禮拜せよと命せられければ稻目大に喜び向原(ムクハラ)の宅を寺として、尊信益〻厚かりしが間もなく惡疾流行せし爲め、之を國神の怒りと稱し佛像を灘波堀江に投せしめ給へり。

(III) 〔結果及蘇我の專横〕、佛教傳來の影響は後世に及ぼす所甚大なれども其尤も重なるものを擧ぐれば次の三也。

(イ) 蘇我、物部の二氏は世々大臣大連となりて朝政を補佐して互に軋轢する所ありしが、佛像崇拜の可否につきて兩黨破裂し、遂に進歩主義の蘇我は保守主義の物部を滅ぼして、蘇我(2)入鹿(イルカ)ひとり專横に爲めに皇威稍衰へたり、これ佛教の政治上に及ぼせる影響也。

(ロ) 崇佛黨勝て佛教頓に盛大となり、寺院の建築、僧侶工藝人の渡來は、益我國の文藝美術を進歩せしめ、神儒佛の三道は聖德太子により

(1) 紀一二一二、皇年にあたる、先是繼體の朝、司馬達といへるもの佛教を信じたり、

(2) 入鹿は稻目二世の孫、蝦夷の子也、

て完全に調和せられ、遂にあらはれて(3)國史の編となり、(4)憲法十七條の制度となれり、これ我國文化の上に及ぼせる影響なり。

(ハ) 佛教の說く所大に吾國固有道德の本義と異るものあり、爲に敬神、尊皇の精神上大なる變化を來したるべく、爾後佛教の漸次隆盛に赴くにつれ、上古質朴の風俗嗜好は著しき變化をなせり、これ風敎上に及ぼせる影響也。

五、大化の改新。

中大兄皇子(ナカノオホエノ)中臣鎌足(ナカトミノカマタリ)と共に政治上の大改新を行ひ給ひしは實に本朝建國以來の政治上(1)三大變動の第一なり、今其次第を記せは左の如し。

(I) 〔原因〕(a)、內にありては族制政治の余弊極まりて門閥蘇我氏の專橫甚だしく、私有私領の土地人民益多くなり、(b)、外にありては朝鮮に對して我國の威力大に衰へ支那との交通は日に繁を加へ、(c)、留學生留學僧の歸朝は支那文化の盛華を見て之を我國に行はむとせり、玆に內國の弊を打破り、外國に對して國威を張らむには勢ひ一大變革を要せり、これ大化改新の行はれし所以也。

(II) 〔改革の大概〕、改新の主動者は中大兄皇子、中臣鎌足にして、(2)高向玄理(タカムコノクロマロ)、僧旻(ミン)等之を補佐せり、紀元一三〇五年、三韓の使者の來朝に乘じて蘇我入鹿及び蝦夷を誅滅するや、皇德天皇即位して大改新を行ひ給ふ其大略左の如し。

(イ) 土地問題。從來閥族の私有せる土地を廢して之に代ふるに食封を

(3)記天皇等をいふ、蝦夷滅亡の時燒失せり、
(4)第二編聖德太子の條を見よ
(一)(1)大化の改新
二源頼朝の幕

(三)明治維新の三之也、
第(2)二編に委し

以てし班田收授(ハンデンシュジュ)法を設け六年毎に人口を調査し、土地を當分して貸附すると共に租調庸の租税法をも定めらる、されど、この理想は悉く行はるゝ能はしずて遂には莊園の增加を來すに至れり。

(ロ) 人民問題。人民に良民(リヨミン)、賤民(センミン)の二種あり、改新の詔により良民は悉く公民とされしも、賤民は依然として私有の奴婢にして後世、家子(イエノコ)郎黨(ロウドウ)等の精神の基をなせり。

(ハ) 法律制定の大革新。凡て唐制に摸倣せり、族長制を打破して人材登用を目的とし、左、右、内の三大臣を置き大化(4)の年號を立つ、斯くて大化三年、禮法を家め十九階の官位を制定し、仝五年八省百官を設置して中央政府の組織を建て、地方には國司郡司をやりて之を治めしむ。

(3) 第三編に委し

(4) 我國公用年號の初め也、

(III) 〔結果〕、大化の改新行はれてより(イ)漸次其新政を基として内政の整理に從事し給ひしかば天智より天武の大寶に至りて律令完備し後世の典となれり、大寶(5)の律令之也、(ロ)大化の改新、律令の篇纂共に藤原(6)(中臣)氏其議に參して藤氏隆盛の基を開けり、(ハ)内治の着々整頓するに從ひ三韓を放棄して唐と好みを通し、留學生數多派遣されて彼地の文物を輸入し、國政大に振興して北(7)は阿部比羅夫(ベノヒラフ)蝦夷を征し、南は薩南諸島の歸服ありて皇威隆盛以て、天智天皇中興の實現となれり。

六、壬申の亂。

大海人(オホアマビトノ)皇子兵をあげ大友(オホトモノ)皇子(1)と戰ふ、大友、敗れ大海人、天武天皇となる、其次第左の如し。

(5) 第三編に委し、

(6) 中臣鎌足、藤原氏の姓を賜ふ、

(7) 本編八、の(II)を對照す可し

(1) 弘文天皇之也、

舒明[2]
天智
弘文
大海人（天武）

天智天皇、都を志賀（大津）に定む、[3]

近江國にあり[4]

眞人、朝臣、宿彌、忌寸、道師、臣、連、稻置、[5]

(I)〔亂因〕、天智天皇は皇子[2]大友を愛したるに皇弟大海人皇子既に儲嗣に定まれり、天智と皇弟とは其間よろしからず、崩御の際後事を大海人に托せられしに、大海人は此事天皇の本意にあらざるを知り之を辭して吉野に入る、大友天智について立つに及び、大海人の出家は其素志に非ざるを知りて、竊に非常の用意をなす、大海人之を聞きて大に怒り白鳳元年（壬申）遂に兵を擧ぐ、此時大化以來の改革に不服なるもの靡然として之に赴き勢大に振へり。

(II)〔戰爭〕、大海人は卅餘人を卒ゐて吉野を出で、伊勢に入りしとき國司の來り投するもの多く、茲に高市（タカイチ）皇子、大伴吹負（オホトモフケヒ）を將軍とし、兵を二軍にわかちて一は伊勢より、一は不破より近江[3]を攻めしむ、天皇之を瀨田（セタ）に防ぎしが其の內部整はずして將軍智尊（チソン）の防戰も其効なく、天皇大敗して山崎（ヤマザキ）[4]に崩じ給へり、大海人皇子賞罰を行ひ、翌年清見原（キヨミハラ）宮に即位し給ふ、天武天皇之也。

(III)〔結果〕、亂後朝廷の重み大に增し、奈良朝盛時の素地を作れり、其重なるもの次の如し。

(イ) 戰後の行賞は大に門閥破壞の好機となり、姓氏を改めて八色[5]を定め茲に郡縣の制度は愈々備はるに至り天武の統胤益々盛となれり。

(ロ) 武斷を以て天下に臨み、帝室の理想をして一層行はれ易からしめ、兵備を嚴にして軍制を整備することを得たり。

(ハ) 民心閱服して天下太平となり、茲に天皇古事討究の奬勵は古事記、

日本書紀編纂の基をなし奈良朝盛時の、叙幕は茲に開けたり。

七、奈良朝の盛時。

(I)〔奈良の奠都〕、歴代の天皇は即位前の宮殿を以て皇居とせらるゝと古來の習慣なりければ御歴代毎に都を異にし、多くは大和川の流域にありき、然れ共、外國と交通するには都を莊嚴ならしむる要あり、殊に大化以後中央集權の基礎築かれたる後は帝都一定の必要益甚しければ、遂に元明天皇和銅元年地を奈良に卜し、仝三年新都に遷り給へり、是より七代七十餘年間を奈良朝と云ふ。

(II)〔聖武の盛時〕、奈良朝の隆盛は聖武の時を尤とす、

(イ)佛敎。當時三論、成實、法相、俱舍、華嚴、律の六宗ありしが玄(ゲン)昉(ボウ)、行基(ギョキ)の如き名僧出でゝ、佛敎隆盛の極に達し、聖武天皇は自ら三寶奴(ボウノヤッコ)と稱して尊崇益厚く、皇后光明(2)亦頗るの崇佛家なりければ、東大寺の大佛を初として國分寺の設置等後世其盛大を偲ばしむるもの枚擧に遑あらず。

(ロ)政治的方面。光明皇后は藤原氏の出なれば、藤氏外戚の關係茲に初まれり、而て崇佛事業の經營は財政の困難を來し、之を補はむ爲めの開墾奬勵は大寶令の破背となり、以て莊園(3)の源をなせり。

(ハ)文學、美術。京師に大學、諸國に國學あり、太安麿(オホノヤスマロ)の古事記、舍人親王(トネリシンワウ)の日本書紀は六國史の基を開き、留學生の派遣に伴ひて漢學大に興り、古來固有の歌は茲に頂上に達し、詩に懷風藻、歌に萬葉集(4)を

(1)第二編に委し

(2)光明は藤原氏の出にして人臣を以て皇后となるの初めなり、

(3)第二編を見よ

(4)山邊赤人、柿本人麿、大伴家

出すに至れり、又佛敎の與隆は著しく美術工藝の進歩を促し、彫刻、建築、漆器、織物等所謂天平時代を現出せしこと、東大寺正倉院の御物を觀ても察せらる。

(III)〔奈良末期と佛敎の弊害〕、佛敎隆盛の極は皇室と軋轢するに至り、奈良朝の末期には其弊害百出せり、僧玄昉(5)(ゲンボウ)の專横は藏原廣嗣(ヒロツグ)の反を生み、孝謙天皇の初め藤原仲麻呂(ナカマロ)を愛して後其愛の弓削道鏡(6)(ユゲンドウキヨウ)に移るに及び仲麻呂の謀反となり、之か滅されて後は道鏡の皇位覬覦の大事件起り其弊を極めたり、和氣清麻呂(ワゲノキヨマロ)の精忠により幸ひ其非望を挫くことを得しが、藤原百川(モヽカハ)此間に立ちて遂に光仁帝を立て奉り、大に畫策する所ありき。

持等は有名の歌人也、

(5) 第二編を見よ

(6) 道鏡の皇位覬覦事件、

八　平安奠都と桓武天皇。

人皇五十代桓武天皇都を平安に遷し、大に天業の恢張を圖り給ふ、其次第左の如し。

(I)〔平安奠都〕、佛敎の積弊を破り大に經綸を行はむには天下の耳目を一新せしむることを要す、これ奠都の原因にして國運の發展は地理上攻守の便ある地を要求し遂に延暦十三年、山城國葛野郡に遷都となれり、これ即ち平安京にして爾來、明治に至る迄七十三代千有余年間の帝都となり其規模頗る宏壯なるものなりき、これ桓武効業の其一也。

(II)〔蝦夷の鎭定〕、こは桓武天皇効業の其二也、先に齊明の朝、阿部(アベノヒ)比羅夫(ラフ)が舟帥を率ゐて蝦夷を征し肅愼(ミシハセ)までも威怖せしめし以來、蝦夷

(1)第二編を見よ

無事なりしが年を經るに及び漸次從はずなりぬ、されば奈良朝以來力を之に盡せしと多く聖武の時、大(1)野東人命を奉じて多賀城、秋田城を築き、其後延曆年中大伴家持、紀古佐美等征東將軍となりて出征せしも效なく東奥大に騷擾せり、茲に於て桓武天皇、坂上田村麿を征夷大將軍として之を征せしめ遂に蝦夷の巢窟を擊ちて奧羽大に平ぐに至れり、其後嵯峨天皇の時、文屋綿麿亦之を征し茲に東夷は全く平靜に歸するに至れり。

(III)〔渤海の入貢〕、渤海は滿洲の地にありて、もと高麗に屬せしが、高麗の滅後、國を建て聖武の朝、始めて我國に使を遣したり、後桓武の御代に其國の使者出羽に漂着して、蝦夷に却掠せられ、辛うじて京に入れり、朝廷之を送還せしが此の後渤海は貢期を定めて來朝するこ(2)となれり、これ桓武治績の其三也。

九　弘仁時代。

新京經營の規模は之を唐都に則り、遣唐使の派遣毎に留學僧は入唐して茲に一種唐風の文化を生じ新宗教の勃興を見るに至れり。

(I)〔嵯峨天皇〕、嵯峨天皇は平城天皇の御弟にして、即位の後、平城の寵(3)姬藤原藥子(クスコ)、其兄仲成と謀り天皇を廢して平城を復詐せしめんとせしが事敗れてならざりき、之を藥子の亂といふ、亂後天皇は宮中に藏人所(クロドドコロ)を置きて機密の事を掌らしめ、亦檢非違使(ケビイシ)を置きて警察の事務を管せしめらる、これ等は共に大寶令になき新設の官也。

(1)嵯峨天皇時代の年號にして十四年間繼續せり、

(2)第三編に委し

(3)藥子の亂、

(II)〔新宗教〕、僧空海（クウカイ）は桓武の時入唐して眞言の法を傳へ高野山金剛峯寺を創建したり、後諡して弘法大師（コウボウ）といふ、又僧最證（サイショウ）は比叡山に延暦寺を開き繼て空海と共に入唐して天台宗を傳ふ、後に傳敎大師（デンギョウ）と諡す、奈良の(5)六宗に此二新宗を加へて玆に八宗となれり、(6)又神佛同躰、本地垂跡の說は先に奈良朝に起りしが、空海、傳敎に至りて大成し以て佛敎弘布に大なる便を與へたり。

(III)〔漢文學〕、嵯峨、淳和相ついで文學を好み給ひければ漢文學大に勃興したり、これより大寶令を以て制設されたる官立學校衰へて數多の私立學校興れり、藤氏の勸學院、在原氏の奬學院、(7)源氏の淳和院等は其重なるもの也、斯くて漢文學の講習盛なるにつれ數多の名家輩出せしが就中、小野篁（オノノタカムラ）、大江音人（オホエノオトンド）、管原是善（スガハラノコレヨシ）等尤も名あり。

一〇、藤原氏の繁榮

平安朝は藤氏專權の時代にして道長（ミチナガ）に至りて極まれり、其次第左の如し。

(I)〔原因〕、藤原良房、淸和天皇の外戚たる故を以て大に寵用せられ、人臣を以て大政大臣となり、天皇の幼少なるや亦人臣を以て攝政(1)となる、其子基經、亦攝政となり、陽成を廢して光孝を立て、宇多の時白となり、阿衡の事件によりて勅命をも取消さしむるに至れり、宇多天皇は一旦管原道眞（ミチザネ）を用ひて藤原氏の權を抑へむとせしが道眞貶謫せられて事ならず、(3)以後藤原氏獨り權を得て攝關職を世襲するに至れり。

(1)人臣を以て攝政關白となるの初め、

(2)宇多天皇即位の初、基經に命して政をなさしめんとし勅を下して「宜しく阿衡

(7)後世源氏の長者は淳和、奬學院の別當となる例なりき。

(5)本編七(II)にあり、(6)第三編に委し

の事を以て卿の任とすべしといふ、基經、阿衡は位ありて職なきものなれば免職せよとの義なりとて、政をとらざりき。

(3)宇多の後、醍醐天皇の世を延喜時代と稱し皆善政をと稱せり、

(4)兼家―道隆―道兼―道長

伊周　隆家

(5)此の世をば我世とぞ思ふ望月のかけたることもなしと

(II)〔道長の榮花〕、藤原氏は他姓を排斥するのみならず同族兄弟相軋轢して人倫背戻の行爲多かりしが、(4)道長伊周(コレチカ)と權を爭ひ之に勝てより、獨り全盛を極め政權を握ること卅余年、女は四帝の中宮女御となり子は攝關となる、其人臣の榮を極めたること彼望月の歌(5)を見ても知らる。

(III)〔結果〕、藤原氏の權力を得てより、文化の上に影響を及ぼしたること甚大にして就中女流文學の全盛は此期の特色といふべし、これ藤原氏が互に競ふて自が出の中宮もしくは女御に附添ふべきよき女房を求めたるによる也、紫式部、清少納言、和泉式部の如き尤も勝れたるもの也。

一一、承平天慶の亂。

思へば

(1)桓武、嵯峨、清和等數多の皇子ありしかば姓を賜ひて臣

藤原氏は榮華に耽りて地方の事情に通ぜず、古の班田法既に壞れて莊園數多起り、國郡司も亦私利を計りて苛稅を課せしかば地方の政治大に亂れ盜賊叛亂相ついで起りぬ。

(I)〔將門の亂〕、平將門檢非違使たらむことを求め許されざるや、大に怒り下總に赴き兵を擧ぐ諸國不平の徒相競ふて之に應ず。

(II)〔純友の亂〕、此時に當り伊豫掾藤原純友は任期滿るも返らず、船を蓄へ海賊を集めて南海山陽を劫掠せり。

(III)〔結果〕、朝廷大に驚き藤原忠文を征東大將軍とせしが忠文の到らざるに藤原秀鄕、平貞盛起ちて將門を滅ぼし、翌年に至り、(1)源經基、純友を平ぐ、此亂承平五年より天慶四年まで七年に亘れるを以て承平天

慶の亂といふ也、以後事ある毎に朝廷は武人に托して之を平げしめかば武人漸く權を得るに至れり。

二、刀伊の賊、前九年後三年の役。

藤氏が內に榮花の夢を貪れる時外に刀伊の來寇あり次て東國の亂起れり。

(I) 〔刀伊の入寇〕、後一條天皇の寬仁三年、滿州女眞の種族なる刀伊の賊、高麗と共に來寇し、對馬、壹岐を侵して筑前に迫りしが、大宰權帥藤原隆家討て之を却けたり。

(II) 〔前九年の役〕、大彥命の子孫と稱する安倍氏陸奥に居りて俘囚の長となり衣川關の要害に據りて徭役に服せず、朝廷乃源賴義をして之を討たしむ、賴義其子義家と力を合せ、土豪淸原武則の援を得て、後冷泉天皇の康平五年衣川を拔き、遂に安倍貞任を斬り、仝宗任を降せり、此亂凡そ九年にして平ぐ故に之を前九年の役といふ也。

(III) 〔後三年の役〕、淸原氏は前九年役の功に依り安倍氏の舊地を領して勢力あり、武則の孫眞衡、其弟家衡と爭ひ奥羽亂るゝに及び、鎭守府將軍源義家は眞衡を助けて家衡を擊ち、兵結ぶこと三年、遂に堀河天皇の寬治元年之を誅し、奥羽平定す、之を前九年に對して後三年の役といふ。義家京都に凱旋せしも、朝廷之を以て私鬪となし、其功を賞せざりければ、義家茲に私費を投じて部下を賞し、爲めに東國人士皆義家に歸服せり。

下に下し給ふこと多し、就中桓武平氏、淸和源氏尤も有名なり、

(1) 本編十、道長榮華の處の系圖參看

(2) 陸中北上川流域にあり、

(3) 源氏の東國に勢力を得る所以、

一三、院政時代と武人の登用。

(I)〔起原〕、後三條天皇剛毅嚴明にして其藤原(1)氏の出にあらざるを以て、深く藤原氏の專横を憤り給ひ、御即位の後は記錄所(2)を置き自ら政を執り、莊園、國司重任等の諸幣を改め給ひ藤氏の勢漸く衰へしかど不幸にして早世し給へり、白河天皇其遺志を繼ぎ親ら政をなし位を堀河に讓りて後も院中にありて政を聽き給へり。

(II)〔院政時代と僧徒の跋扈〕、白河につぎて、堀河、鳥羽、崇德の三帝卅余年は院宣(3)を以て大事を決し給へる院政の世にして、此間白河、鳥羽の崇佛は愈々僧徒の專横を歸さしめ、莊園亂れて寺院の領地增大するや、叡山(4)、興福寺等には僧兵多く集まり武器を蓄へて、近畿を橫行し、不滿の事あらば京師に亂入して朝廷に強請す、其橫暴の甚だしき白河法王をして山法師(5)の不如意を歎かしむるに至れり。

(III)〔武人の登用〕、此時朝臣遊宴に耽りて、柔弱の風習流行せしかば僧侶の跋扈に對して之を防ぐ者なく遂に武士に命じて防衛せしめ、これより、源平二氏益信任せらるゝに至れり。

一四、保元平治の亂。

平清盛(キヨモリ)、保元亂によりて其名を著はし、平治の亂によりて源氏を倒し、榮華を極めたり、要するに此間は源平軋轢の時代也、其次第左の如し。

(I)〔保元の亂〕、保元の亂は崇德(スト ク)上皇と後白河天皇との爭也、初め

(1)これ迄、藤原氏外戚となり、歷代の天皇は藤氏の出ならさるはなかりき、
(2)第三編に委し
(3)院より出づる詔を院宣といふ、
(4)第二編に出づ
(5)白河法王歎して曰く天下除の意の如くならさるものは、山法師と、双六の采と、鴨川の水と也と、

崇德上皇は鳥羽法皇及び後白河天皇と善からず、保元々年鳥羽の崩ずるや、崇德急ぎ鳥羽殿に參りしも內へ入れ奉るもの無し、崇德怒りて還り、天皇を廢して重祚せんとの念盛なるに左大臣藤原賴長(ヨリナガ)其兄忠通(タヾミチ)と隙あり遂に崇德にすゝめて兵を擧げしむ、源爲義、平忠正、源爲朝(1)等上皇につき、源義朝、平清盛等天皇につく、義朝、清盛等は其夜直に上皇の白河殿を攻めて之を敗り、上皇は讃岐に流され賴長は流矢に中りて死す、此亂後の處置は人倫紊亂(3)の極點なりき、之を保元亂といふ。

(II) 〔平治の亂〕(4)、其後平清盛巧に身を處して聲望高きに引かへ、源義朝は之に妨げられて名聲清盛に及ばず常に不平也、藤原信賴(ノブヨリ)、近衛大將たらむとし清盛黨の信西(5)(シンセイ)に妨げらるゝや深く之を怨み、義朝と結び、清盛が熊野に詣でしを機として兵を擧げ、上皇及天皇を幽して政を恣にせり、清盛急ぎ歸京して之を討ちしが信賴は降りて誅せられ、義朝尾張に落ち行て殺されたり、これ平治元年のことにして之を平治の亂といふ。

(III) 〔平氏の繁榮〕、平清盛は平治亂によりて强敵源氏を滅ぼし、武人を以て大政大臣に進み、朝廷の外戚となり人臣の榮を極む、其一門の富貴の如き亦之に比肩するものなかりき。

一五、平氏の滅亡。

源氏興りて平氏を滅ぼし茲に鎌倉武家の世は始まるに至れり、其次第左の如し。

(1) 爲朝は亂後琉球にのがれ其王となれり、
(2) 後白河上皇敗る、
(3) 父子相爭ひ、兄弟相殺す、後の史家之を評して、父父たらず、子子たらずといへり、
(4) 平治の亂は源義朝と平清盛との爭也、
(5) 信西は藤原通憲のこと也、信西は信賴と善からず、清盛信西により勢力あり、

(I)〔諸源の擧兵〕、平清盛は横暴にして後白河法皇を幽閉し、高倉天皇に迫りて位を安德天皇に讓らしむる等暴戾を極めしかば、人心離叛して源氏の勃興に好機を與へたり、源氏は諸國に散在して其沈淪を歎き武を練りて時の至るを待ちしが、茲に至りて遂に兵を擧げたり、其重なるもの左の三とす。

(イ) 源三位頼政(ゲンザンミヨリマサ)。は以仁王(モチヒトワウ)の令旨を奉じ諸國の源氏に令し平氏を滅さんとせしが謀もれて頼政は宇治に敗死し、王も亦流矢に中りて薨ず。

(ロ) 源義仲(ミナモトヨシナカ)木曾山中に起りて頼朝に應じ破竹の勢を以て西上し、叡山に據りしが、後京に入り勢を恃みて亂暴を極めしかば遂に頼朝の爲めに討たれて死す。

(ハ) 源頼朝(ミナモトヨリトモ)[1]、は伊豆より起り、北條時政の助により東國を平げ弟義經(ヨシツネ)及範頼(ノリヨリ)をして平氏を平げしめたり。

(II)〔平氏滅亡〕、清盛薨し子宗盛(ムネモリ)つぎしが義仲の西上するに及び、安德天皇と神器とを奉じて、四國に奔れり、都にては主なきを以て後鳥羽天皇即位し給ふ、かくて東西に兩帝[2]あるに至れり、義仲の敗死以後、平氏は福原[3]に據りて防禦に勉めしが範頼義經等之を攻めて(イ)一谷の要害を破り、そが(ロ)屋島に逃るゝや舟師を卒ゐて之を破り、逃ぐるを追ひ(ハ)長門壇浦(ダンノウラ)に於て之を討つ、平軍茲に敗北し[4]二位尼は安德天皇を抱きて海に入り、平氏全滅す、實に壽永四年(一八四五)三月廿四日の事也。

(1) 頼朝、義經、範頼等は共に平治の亂に死せし義朝の子也
(2) 南北朝となるの先例を開きしものなり、
(3) 第二編に委し
(4) 清盛の未亡人也、

(III)〔結果〕、平安朝の大勢力たりし藤氏衰へて平氏專權を極めしが、茲に源氏の爲めに全滅せられ、遂に源氏は幕府を鎌倉[5]に開きて天下の政權を握るに至れり。

(B) 中世史（頼朝の創幕より豐臣秀吉に至る其間大凡四百余年也）

一、源頼朝と鎌倉幕府。

頼朝が朝廷以外に幕府を創置し天下の政權を掌握せしことは實に古今の大變革にして我國建國以來政治上大變動の第二[1]也、其次第左の如し。

(I)〔鎌倉幕府の組織〕、源頼朝は鎌倉（カマクラ）、險要の地に據りて幕府を創設し、侍所、公文所、問注所の三を置きて兵制、庶政、訴訟を司らしめ兵事には家人を、政治、訟訴には大江廣元、三善康信等の學者を用ゐて各其任に當らしめたり。

(II)〔守護地頭〕、頼朝は其弟義經と相容れず、茲に於て頼朝は大江廣元の議を用ひ文治元年義經追討を名とし朝廷に乞ひて總追捕使となり、國に守護[2]（シュゴ）、莊園に地頭[2]（ヂトウ）を置き己が家人を以て之に補せり、以後天下の實權武門に歸するに至れり。

(III)〔頼朝の政策〕、頼朝の政策は實に巧妙なるものにて武門政治の根本となり手本となれり。

(イ) 京都の朝廷に對しては陽に尊び、陰に抑ふるの策をとり、實權を

(1) 第一、大化改新、第二、鎌倉幕府、第三、明治維新、

(2) 守護は國司の權の及ばざる所領地の盜賊を捕縛し、京都大審役をつとむ、地頭は平家私領の地に置きし收稅役人也、

收め鎌倉にありて京都を自由自在にせんことを勉めたり。

(ロ) 地方に對しては守護地頭を置くといふ溫和手段によりて實權を天下にしきぬ。

(ハ) 宗教及人民に對しては寬大を主とし且つ自ら持する質素なりければ頗る人望を得たり。

之を要するに賴朝の政策は名義に重きを置かず專ら實權を收めんとせしものにして、此政策は尊氏家康(3)の手本となれり。

二、承久の亂。

公卿と武家との衝突にして武家遂に勝を得たり、其次第左の如し。

(I) 〔原因〕、後鳥羽天皇について士御門順德の兩帝即位し給ひしが後鳥羽上皇は政權の鎌倉に移りしを憤り、之を回復せんとし、執權北條義時が權を振ひて上皇の旨に忤ふや、遂に意を決し順德天皇をして位を仲恭天皇に讓らしめ、兩上皇相謀りて武士を召し鎌倉征伐を企て給へり。

(II) 〔東軍の西上〕、この事鎌倉に聞えければ義時は其子泰時及び弟時房を遣して京都に上らしむ、官軍之を防ぎて大敗し泰時等京都六波羅に入れり。

(III) 〔結果〕、泰時は義時の命によりて天皇を癈して後堀河を立て、後鳥羽を隱岐に、土御門を土佐に、順德を佐渡に流し奉り、亂にあづかり公卿を捕へて或は殺し、或は流に處せり、又兩六波羅を開きて洛中、

(1) 北條時政の子にして、源氏の主從を滅ぼしての京都より幼主を迎へて將軍となり自ら執權といふ卑き位に居りて天下の實權を收めたり

(2) 第二編に委し、參照すべし、

(3) 家康は最も東鑑を愛讀したり、

關西の事を管せしむ、これより幕府の重味增して勢力頓に加はり、泰時の恭儉にして仁政を施すや人望北條氏に集まり天下大に治まり、治績亦大に擧れり。

三、法律文學及新宗教。

唐土摸倣の時代は去つて今や吾國固有の文化は其華を開かむとするに至れり。

(I)「法律」、北條氏は源氏を滅ぼして天下の實權を握り自らは執權の低きに居りて天下の人望を得たり、北條泰時貞永元年に制定せる貞永(1)式目五十一條は、實にそが施政の標準にして、文の簡なる、よく武家政治に適し、後代武家法制の手本となれり。

(II)「文學」、文敎は一般に衰へ、學校は廢れて只足利學校と金澤文庫との稍校舍の體裁を備へしのみ、されど國文、和歌に於ては甚だ盛にして平家物語、源平盛衰記など出でて、歌人には後鳥羽上皇を初めとして源實朝(サネトモ)、藤原定家(サダイエ)僧西行(サイギョウ)等出でたり。

(III)「新宗敎」(3)、時勢と人情とに應じて高遠の宗敎は變じて簡易のものとなれり、高倉天皇の承安四年僧法然(ホウネン)始めて淨土(ジョウド)宗を開き、其徒弟親鸞(シンラン)、土御門、承元元年に一向(イッコウ)宗を唱ふ、僧日蓮(ニチレン)亦、後深草建長五年に法華(ホッケ)宗を唱へて盛に他宗を排擊せり、以上は我國の特產なるが、僧榮西(エイサイ)は後鳥羽の建久二年、禪の一流なる臨濟(リンザイ)宗を宋より傳へ、其弟子道元(ドウゲン)(4)亦入宋して、後堀河の安貞元年に曹洞(ソウトウ)宗を弘めたり、而して禪(ゼン)宗の說く

(1) 貞永式目、第二編に出づ

(2) 新宗敎の有名なるは三也、一淨土宗……法然、二一向宗……親鸞、三法華宗（日蓮宗）……日蓮、

(3) (4) ……越前永平寺の開祖、

處頗る武人の精神に合したれば深く其信仰を得て大に隆盛に趣きたり。

四、元寇の役。

本邦史上に有名なる元寇は我國民の勇斷の處置と義烈の精神とによりて擊退することを得たり。

(I) 〔時宗の英斷〕、蒙古(モウゴ)は歐洲を征し宋(ソウ)を亡ぼして、歐亞に亘る大國を建て國を元と號せしが(1)元主忽必烈(クビライ)其勢に乘じて我國を脅制せむとせり、執權北條時宗(トキムネ)英斷を以て其要求を斥け海防を嚴にし、龜山天皇は親しく大神宮に祈りて國難に代らむことを誓ひ給へり。

(II) 〔元の入寇〕、後宇多天皇の文永十一年蒙古來襲して對馬壹岐を侵し筑前に迫りて、勢頗る烈しかりしが偶〻暴風起り賊船の沈沒するもの多く爲に夜に入りて遁げ去れり、この後弘安四年五月蒙古大擧、海を蔽ふて來寇し壹岐を取り博多に迫れり、此間我國民の敵愾心甚だ盛にして防戰六十余日に及び殺獲頗る多かりしが、閏七月朔に至り神風大に起り、敵艦の壞るゝもの其數を知らず、我軍之に乘じて、攻擊せしかば敵軍大に潰え生きて還るもの僅に全軍の五分の一に過ぎざりき。

(III) 〔結果〕、來襲の結果は多方面に渡りて重大也。

(イ) 吾國民の團結心をあらはし、國民の自覺心を高め、外邦大に組すべしとの念を生ぜしめぬ。

(ロ) 前後數十年に亘れる防備の費用宏大にして爲めに幕府の財政困難

(1) 元の世祖と稱す、

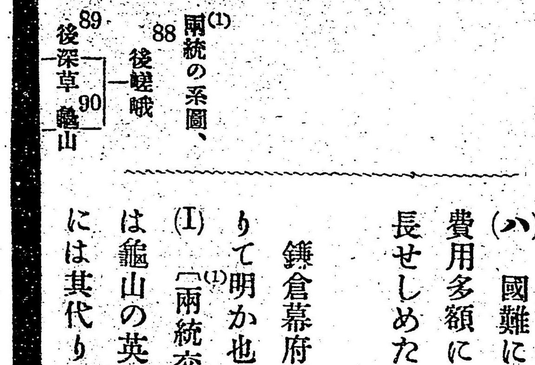

となり延ひて北條氏自滅の原因となれり。

(ハ) 國難に際して神社佛閣に祈禱することの多きより、之に對するの費用多額に上り、爲めに幕府の疲弊甚しきに反し僧徒の勢をして益增長せしめたり。

五、朝幕の關係、

鎌倉幕府が京都の朝廷に對する政策は兩統交立及五攝家の分立によりて明か也。

(I) (1)〔兩統交立〕、後嵯峨天皇の皇子に後深草、龜山の二帝あり、後嵯峨は龜山の英明を愛し其子孫をして永く皇位を嗣かしめんとし、後深草には其代りとして長講堂領地百八十所を授け以て其子孫の封邑に充て給へり。龜山の子孫を大覺寺統と稱し後深草の後を持明院統といふ、後深草上皇は兄たるの身分を以て、子孫永く皇位の望を絕たれたるを不平とし、茲に兩統の間不和を生じぬ、幕府は執權貞時（サダトキ）の時、巧に此間に處して兩統十年毎に交立の議を唱え、これより後皇位の繼承には常に干渉することゝなれり。

(II) 〔五攝家〕、賴朝は攝關の勢力を殺かむ爲め藤原氏を分ちて近衞、九條の二とせしが、後北條氏に至り更に之を分ち、近衞家より鷹司家を、九條家より二條、一條の二家を出し(2)五家相計りて攝關をつとめしむることゝせり。

(III) 〔結果〕、北條氏は兩統の交立、五攝家の分立によりて朝廷の勢力

を滅殺せしが、兩統の爭は爾來益々烈しくして止まず、これが爲め幕府は双方より怨まれ、遂に自ら倒れて南北朝の代となるに至れり。

六、北條氏の滅亡及建武中興、

元弘の亂によりて勤王の諸士四方に起り北條高時亡ぼされて政權一時朝廷に歸し、茲に建武中興の世を現出するに至れり。

(I)〔原因〕、元寇の難以來幕府の財政益困難なるに北條高時(タカトキ)暗愚にして政を省みず、遊宴にのみ耽りて訟訴紛亂を極め、人心爲めに北條氏を去るに至りぬ、後醍醐天皇此機に乘じて王政を回復せんと欲し、日野資朝(スケトモ)、仝俊基(トシモト)等と謀り給ひしも、事露れてならず、されど御志は止むべからず、(1)皇太子册立のことによりて事亦破裂したり。

(1)皇太子邦良親王薨じ給ひければ後醍醐天皇は第三子大塔宮を立てんと思召し給ひしも高時聞かずして持明院派の量仁親王を立てたり、

(2)之を元弘の亂と申す也、

(3)隱岐を脫れて伯耆に至り、名和長年により給ふ、

(II)〔元弘の亂〕、天皇は護良親王を天臺座主とし叡山、南都の僧徒に結ばしめしに、高時之をさとり元弘元年大兵を發して京に向はしめしかば、天皇笠置に幸し給ふ、賦兵追ひ至りて笠置陷り翌年天皇は(2)隱岐に遷されしが、此時楠木正成、赤松則村(ノリムラ)、菊池武時(タケトキ)等勤王の軍士諸國に起り官軍に應じければ、天皇潛に(3)隱岐を脫れ給へり、此間に足利高氏官軍に應じて赤松と共に六波羅を陷れ、新田義貞は上野より起りて鎌倉を陷れ茲に高時以下悉く自殺して北條氏亡びぬ。時に元弘三年五月也。

(III)〔建武中興〕、後醍醐天皇京都に還り、高時の立てし光嚴天皇を廢し、記錄所、雜訴決斷所、武者所等を置き、天皇親しく政をとり給ふ、

これと同時に又北條一族の領邑を沒收して、高氏、義貞、正成、長年等の功を賞し給ふ、これを建武中興といふ、翌年建武と改元したれば也。

(1)足利高氏建武の功により特に天皇の信任を受け、天皇の御諱一字を賜ひて尊氏と稱せり、

七、南北朝時代。

建武中興破れて足利尊氏(1)(タカウヂ)の叛となり次て南北五十餘年間の爭亂となれり。

(I)〔原因〕、中興の政に參與する者皆公卿にして武士を輕ずる風あり、これが爲め武士は不平を懷きて朝命を奉せず、且つ賞罰當を失すること多くして不平の徒滿ち、訴訟混雜して紛爭定まらず、爲めに新政を厭ひて、武家の政治を望むもの益々多きを加へたり、足利尊氏夙に政權を握らむとする野心ありて機を伺ひしに偶北條時行(トキユキ)(2)の中先代の亂有しかば之を口實として關東に下り遂に兵を擧ぐ、茲に於て天皇の親政僅に二年にして中興の業破れ世は亦亂れ初めたり、延元々年尊氏大擧して來り湊川に於て官軍を破り別に光明院を擁立しければ、天皇、吉野に行幸し給ふ、これより天下南北の兩朝に分れ爭亂五十七年に及べり。

(2)北條時行、信州に起り不意に鎌倉を攻むるに直義防ぐ能はずして、遂に護良親王を殺して京都に逃げたり、

(II)〔南北の爭亂〕、南北の葛藤結んで解けざること五十余年(3)其間に於ける兩者形勢の變化一にして足らず、今其重なるものを擧ぐれば次の如し。

(3)南北五十余年間に於て、南朝には、後醍醐、後村上、長慶、後龜山の四天皇、北朝には光明、崇光、後光嚴、後圓融の四天皇

(イ)湊川(ミナトガハ)の戰。足利尊氏九州に下り兵を集め海陸兩道より大擧して東

あり、

(4)共に越前にあり、

(5)顯家の父親房のことは第二篇に出づ、

(6)第二篇に委し

上す、新田義貞、楠木正成と共に兵庫湊川に防戰せしが軍敗れて正成死し、義貞逃れて京にかへる、時に延元元年五月也

(ロ) 義貞及顯家の戰死。新田義貞は皇太子恒良(ツネナガ)親王を奉じて、越前に下り金崎(カネガサキ)城に據りて一時勢を得たりしが遂に攻落され、恒良親王は害せらる、義貞暫く杣山(ソマヤマ)城にありしが延元三年遂に藤島(フヂシマ)に於て流矢に中りて戰死す。

(5)北畠顯家(アキイエ)、奥羽の兵を率ゐて西上し、鎌倉を陷れて奈良に入り、(6)高師直(コウノモロナホ)と安部野(アベノ)に戰ひ遂に堺浦(サカヒウラ)に戰沒す、これより南朝振はずなりぬ、

(ハ) 正行の戰死。官軍京都を回復せんと圖りしが、尊氏は高師直及師泰(モロヤス)を遣して之を攻めしむ、正平三年正月楠木正行は師直と河内四條畷(シヂヨウナハテ)

(7)大和吉野の奥にあり、

に戰ひて之に死し、師直勝に乘じて吉野を侵し、天皇賀名生(ノガナフ)に避け給ふ。

(III) 〔南北の統一〕、楠木、新田、菊池、北畠、等の諸氏族よく忠を盡したれども、南風常に競はざりき、明德三年、義滿(ヨシミツ)和を南朝に請ふや後龜山天皇之を許し、父子の禮を以て位を後小松天皇に讓り給ふ、是に於て南北合一始めて成れり、此後南朝の遺臣屬兵を擧けたれど遂に志を得る能はざりき。

八、室町幕府と義滿。

幕府は尊氏の時に始まり三代義滿の時に完備す、其次第左の如し、

(I) 〔室町幕府〕、足利尊氏京都に對する必要上、京都室町(ムロマチ)に幕府を開

き、建武式目を造りて政務の規範とす、又鎌倉には其子基氏を置きて關東管領とせり、されど內亂相つぎしと、南朝に對する經營に忙しかりしとに依り、其權力未だ定らざりき。

(II)「義滿の驕奢」、足利義滿英邁にして政治を改め幕府の基礎大に成(1)る、幕府の組織は概ね鎌倉幕府のそれに等し、斯くて義滿は尊氏以來の强臣跋扈の弊を矯めんと欲し山名清氏(キヨウヂ)を攻て之を亡ぼし、次て南北の合一を遂げ政治の實權を收め職を義持に讓りて後は北山に金閣寺を造り驕奢を極め朝廷をも憚らさるに至れり。

(III)「應永の亂」、大內義弘、其功を恃み、鎌倉の滿兼(2)と結び兵を擧げ堺浦に據りしが、義滿自ら之を征し義弘敗れて自殺す、時に應永六年也、

(1)義滿外交のことは、本編(B)十二、にのせたり、

(2)關東管領と室町との不和は第二編、足利持氏の條に述べたり、

(1)細川、斯波、畠山の三家を三管領と稱し、山內一色、京極、赤松の四職と共に足利家の重臣也、

(2)持豐亦宗全と稱す、

九、應仁の亂。

足利將軍の威令天下に行はれず世は益亂れて應仁の大亂となれり其次第左の如し。

(I)「原因」、義政(ヨシマサ)將軍の職につくや方外なる贅澤をなし(イ)賄賂公行、人情腐敗の極に達せり、(ロ)畠山家には義就(ヨシナリ)と養子政長との家督相續爭ひあり斯波(シバ)家には養子義敏(ヨシトシ)、義廉(ヨシカド)との間に亦家督爭ひあり、(ハ)義政將軍子なく弟義視(ヨシミ)を後嗣と定め細川勝元を其執事とせしに、義政の夫人義尙(ヨシヒサ)を生み之を僧とするに忍びず密に山名持豐(2)に托す。

持豐、勝元、互に不和也、勝元は斯波に於て義敏を立て畠山に於て政長を立てたれば、一義廉及び義就は山名宗全に依り、遂に兩黨相對する

に至れり。

(II)〔亂の破裂〕〔東軍〕勝元…畠山政長…斯波義敏

〔西軍〕宗全…畠山義就…斯波義廉

應仁元年勝元の兵十萬、宗全の兵九萬、室町の東西に陣し、交戰の勝負容易に決せず、斯くて兩軍對峙すること七年、文明五年に至り勝元、宗全、相ついで死せしも其黨尙ほ兵を解かざりしが文明九年に至り、勝負定まらざるに、兩軍兵を收め各其國に歸れり。

(III)〔結果〕、京都はこれが爲め、兵亂の巷となること十一年、此間寺社、邸宅等の兵火に掛るもの多く、累代の書籍寶物大低灰燼となれり、亂後將軍の威令全く地方に行はれず、群雄地方に割據して戰國の世となり、皇室益衰へて儀式の行はれざること屢々、遂には日用の調度に缺差支を生ずるに至れり。

一〇、東山時代。

義政職を義尙に讓り、東山の別莊に居りて驕奢を極め文學美術の上に一時期を表はせり。

(I)〔財政困難〕、奢侈の裏面には財政窮乏の伴ふ勿論のことにして、義政の如き其費途に窮する屢々にして段錢、棟別錢等の稅を課し又(1)德政の命を出して貸借を無勘定にせしむる等によりて之を補はむとせしかば暴徒四方に起れり、されど義政の驕奢依然として止まず財用益不足せし爲め、使を明國に派して通商貿易を計り其利益を以て經濟を助

(1)第三編參照

(1)建長、圓覺、壽福、淨智、淨妙を鎌倉五山とし、天龍、相國、建仁、東福、萬壽を京の五山とす、共に禪宗寺也、

けたり。

(II) 〔文學〕、尊氏、鎌倉五山(1)にならひて京都五山(1)を定め政治外交の顧問とせしより文筆のこと僧の手に移り名家の出でしこと少からず、又上杉憲實(ノリザネ)足利學校を再興してより、茲に遊學する僧多くして地方に於ける文學の中心をなせり、又國文の方面にては連歌、謠曲は此時代に盛に行はれ、宗祇(ソウギ)宗長の如き名人あり、和歌に於ては義政、一條兼良(カネラ)、太田道灌等名手たり。

(III) 〔美術工藝〕、支那風の影響を受けて此期の美術工藝は快淡清雅の特風あり、岩義政の驕奢に促がされての結果也、繪畫には雪舟、狩野元信、土佐光信等有名にして狩野派、土佐派は此の二人より出づ、彫刻には後藤祐乘(ショウイ)あり、茶會の流行すると共に陶業は發達し磁器の製法は伊勢人詳瑞によりて明より傳へられ、漆器、蒔繪も大に進歩して精巧を極めたり、亦家屋の建築も一變して書院造となり、義政は銀閣を造りて茶會を催したり、之より茶會大に流行するに至りぬ。

一一、戰國時代。

應仁の亂後天下の諸將各々國に歸りて侵略を事とし群雄割據の形勢をなせり、これより天下の紛亂愈甚だしく、人民は塗炭の苦に陷り、皇室は式微の極に達し、足利氏の權威全く地に落つ、義尚の死後、幕府の政權は管領細川氏に移り、以後、臣下にして其主を制するもの多く、匹夫より起りて大名となりしもの亦珍しからず、これ所謂戰國の

世にして弱の肉は強の食となれり、今其概畧を記せば大凡左の如し。

(I)〔東北部の形勢〕、

(イ) 北條早雲、關東管領持氏亡びて後、關東分裂して兩上杉衰へしが、(1)山內、扇谷、伊勢の人、伊勢氏長(ウヂナガ)、機に乘ぢて起ち、延德三年堀越公方を亡ぼし、伊豆北條に城さて伊豆を平げ北條早雲と號す、後亦相州小田原城を襲ひて之を取り勢大に振ひ、後北條五代の基を作りしが孫氏康(ウヂヤス)に至り關東を併呑せり。

(ロ) 武田信玄、甲斐にありて信濃を併せ向ふ所勝たざるなし、其進んで村上義清を擊破せしより、上杉謙信(2)信州にあり、と川中島(カハナカジマ)に戰ひ、兵結びて解けず。

(ハ) 上杉謙信、上杉憲政は北條氏康に攻められ越後に走りて舊臣謙信によれり、之より謙信兵を四隣に用ゐ越中、能登、加賀を略し、南方武田氏と川中島に戰ひ亦北條氏康とも兵を構へたり。

(II)〔西南部の形勢〕、

(イ) 大內義隆(ヨシタカ)、中國より九州に亘れる廣大なる領地を有し義植(ヨシタネ)を奉して將軍とし、自其管領となる、後歸國して貿易により、又は石見の銀山を興して利を占め富強を以て名聲大に高し、故に京都の公卿の亂をさけて山口に來るもの多く、諸道の名人及學者茲に集りて、文化の中心をなしその繁盛なること天下に冠たり、然れども、義隆は奢侈に流れて人心を失ひ遂に陶晴賢(スエハルタカ)に弒せらる。

(ロ) 毛利元就、安藝國吉田城にありて大內氏に屬せしが陶晴賢の大內義隆を弑するに及びて兵を擧げ弘治元年(1)嚴島(イツクシマ)の戰によりて晴賢を誅し、これより大內氏の權を收め、大內氏と頡頏するの勢ありし出雲の尼子(アマコ)氏を亡ぼして中國の大部を領せり。

(ハ) 島津義久、貴久(タカヒサ)の子にして勇雄あり薩摩、大隅を領し、終に伊東氏を亡ぼして九州南部を併せ、豐の大友、肥の龍造寺と相對立せり。

(III)「中央部の形勢」、

(イ) 皇室の式微、後花園以後の數朝に至りて其極に達せり、後土御門天皇崩じ後栢原天皇の立ち給ふや用度集らずして即位の大禮を行ひ給ふ能はず、後栢原の崩せられ後奈良の即位せらるゝ時にも幕府の獻金少

(1) 安藝の廣島灣内にある島なり

くて即位の禮、大葬の儀を行はせ給ふ能はざりき、斯くて禁裏は破れて市人、兒童等紫宸殿前を犯し、盜賊白刃を携へて王公の家を掠略し、天皇は日々の供御にさへ、事欠かせ給ふに至れり、歎ずべき哉。

(ロ) 一向宗一揆、親鸞より七世を經て蓮如(1)上人出て、才辯ありて說法をよくし、布敎に盡力しければ男女の歸依するもの頗る多く、多額の金錢寄附せられて、本願寺の富は王公にも過ぎたり、延曆寺之を嫉み本願寺を毀ちしかば蓮如逃れて越前に入り、各地の豪族を遊化して信頼を得、其徒加、能、越に廣まれり、これより蓮如は武力の必要を感し、兵を蓄へしに來り投ずるもの多く、一向宗一揆と稱して忽北陸より近畿東海に廣まりぬ、蓮如亦大坂に石山別院を創めしが、茲にも多

(1) 兼壽といふ、

くの信徒を得て石山一向一揆甚だ盛大也き、蓮如の子孫相ついで力を盡すに及び一揆の勢力頗る猖獗となり其干戈の災殆全國に及べり。

(ハ) 足利將軍、九代義尙、早世し、義植つぐ、管領細川政元權を專らにして義澄(ズミ)を立てしかは義植(タネ)走りて大內氏による、細川の內訌に乘じ、大內義隆、京に入りて義植を立つ、義隆の歸國するに及び細川高國、義晴(ハル)を立てゝ專權也、義晴の子義輝(テル)立つに及び細川氏の政權は其臣三好氏に移る、三好氏の臣[2]松永久秀京畿の政を理し其威、主を凌ぎ遂に義輝を弑す、義輝の弟義昭(アキ)織田信長に擁せられて一度將軍となりしも後河內に逐はれて遂に足利幕府亡ぶ、時に天正元年也。

一二、足利時代の外交。

[2] 下尅上の實例也

[1] 第三篇に出づ

[2] 通商人たるの證據物也、

遣[1]唐使が管原道眞の建白によりて廢せられて後も、僧侶、商賈の私の交通は絕えざりき、平淸盛の如き宋と貿易せんとして兵庫の修港、福原の遷都をさへ企てしことあり。

(I) 〔朝鮮支那との交通〕、後村上天皇興國二年、足利直義(タマヨシ)天龍寺船を遣し元と交通す、應永の初、將軍義滿肥富(フエブミ)を明に遣して信書方物を送り貿易の利を修めしが遂に明より日本國王の封冊を受けし如き吾國躰を損ぜしこと大也、次て義政は官庫の空乏を明に訴へて永樂銅錢を求めたり、當時大內氏獨り貿易のことを掌り勘合符(カンゴウフ)[2]を管せしが其亡ぶるに及び明との貿易絕ゆ、又朝鮮との交通盛なるが西南諸國の豪族中、宗、大友、松浦の三氏は韓と交通すること尤も盛なりき。

(II)〔倭寇〕、元寇以後、外國の組し易きを知り、西邊浮浪の黨は支那人と結びて頻りに支那朝鮮の沿海を掠奪せり、之を倭寇と稱す、南北朝以後、南朝の遺臣の之に加はるもの多く倭寇益盛になりければ明太祖、使を我國に送りて之を禁せんことを乞ひしも功なく、明末に至るまで侵掠止むことなかりき。

(III)〔西洋人との交通〕、伊太利人マルコホーロの見聞錄によりて我國は始て歐人に紹介されぬ、以後歐洲諸國は殖民貿易を主とし、東洋を經營することしきり也、中にも葡萄牙人は永正年中、ゴア、マラッカ、等を取り、更に進みて天文十年我國豊後に來る、後天文十二年葡船大隅種子島に漂着せしが、島主時堯(トキタカ)、始めて鐵砲を傳へて其製法と使用法とを學ぶ、これより此器天下に廣まり爲めに我國の築城術、及戰術に一大變化を生ぜしめたり、次で天文十七年、耶蘇敎宣敎師フランシス・ザヴエール(3)、其徒二人と共に鹿兒島に來り布敎に從事す、後基督敎諸國に傳播し、葡國との交通は益々開けて、長崎は其互市場として大に隆盛に赴けり。

一三、織田信長の業。

信長尾張に起りて京師に入り戰國亂世の天下を殆んど一統せむとせり、其大略を述ぶれば概ね左の如し。

(I)〔信長の勤王〕、信長英邁果斷にして心を民政に用ひ天下の大亂を定めたるが、特に勤王の志に篤く、父の志をつぎて皇居伊勢大神宮等

(3)三箇をみるべし

を造營し内裏を修理せり、後亦米を上下京に貸し其利息を以て內裏の供御料に充て、公卿を救ひ、丹波の供御田を復する等朝廷の爲めに盡策する所頗る多かりき。

(II)〔近畿經略〕、戰國の世に當り天下に覇たらむと欲するもの必ず京都に入らざる可らず、上杉、武田、毛利の如き皆京師に入らむとして失敗せり、織田信長は尾張に起り、永祿三年桶(1)峽間の戰に今川義元を斬り近隣を征服し義昭を奉じて京都に入る、元龜三年進みて近江の淺井長政、越前の朝倉義景と姉(2)川に戰ひて大に之を破り、翌年淺井と通じたる叡山を燒きて之を滅す、大阪石山城には本願寺光佐、毛利氏と結び據りて以て頑強なりければ勅旨を奉じて之と和し茲に始て近畿平

(1) 尾張國にある有名の古戰場なり、
(2) 近江湖水の東岸にある河也

定せり、東國にては武田信玄、西上を企て成ずして死し、其子勝頼又の才なく、天正十年信長、家康の爲に攻め亡ぼされたり、是りよ先、信長、近江(3)アヅチ安土に城を築いて之に移れり、かくて信長は關東を平げて後、羽柴秀吉を遣して中國毛利輝元を伐たしめ、自ら之を援けむと欲し、諸將を率ゐて京に入り本能寺に宿せり。

(III)〔本能寺の變〕、部將明智光秀、信長に怨を懷き、不意に之を襲ふ、信長之を防ぎしも能はずして自殺し、子信忠も、二條城に圍まれて自殺せり、時に天正十年六月也。

一四、豐臣秀吉の偉業。

秀吉卑賤より身を起し位人臣の榮を極め、遂に威を海外迄も輝せり、

(3) 近江にあり、東海、東山、北陸咽喉の要害地なり、

備中國にあり(1)

其次第左の如し。

(I)〔信長の仇討〕、豐臣秀吉濶達大度にして巧に諸將を統御せり、信長の命を受けて、毛利氏を征し高松城(1)を攻めしが、本能寺の變を聞きて、毛利氏と和し、急に軍を返して光秀を山崎に攻む、光秀敗走して途に土兵に殺さる、これより天下の人望秀吉に歸し織田氏の政權全く之に移るに至れり。

(II)〔天下統一〕、秀吉事の難易を洞察するの明あり、己れに抗するものは之を討伐し、服するものは之を愛撫し、與し易からざるものは之と和親を結ぶの策をとれり、天下十三年四國を平定して長曾我部氏を降し、仝十五年九州を平定して島津氏を降り、仝十八年相州小田原を攻めて北條氏を亡ぼす、是に於て秀吉の號令天下に行はれ、應仁以來群雄割據の天下一統に歸せり。

〔桃山時代の盛時〕、秀吉宇內を平定して關白、大政大臣となり新に豐臣の姓を賜はる、先に秀吉、一大石巨材を集めて大阪城を築き、今亦京都に聚樂(ジュラク)第を營み後陽成天皇の行幸を仰ぎぬ、斯くて信長の志をつぎて勤王の實をあらはすと共に、覇業を大成して後は心を政治に用ゐ(2)五奉行、(3)五大老を置きて政務を議せしめ、貨幣制度を定めて大判、小判を鑄造し、(4)亦田制を改め、仝國の田地を檢して其石高を量る等、諸般の制度改革する所多し、秀吉曾て伏見桃山に壯麗なる別第を造りしがこれに依りて繪畫、彫刻、建築等の名工輩出し、意匠自ら一種壯大な

(1) 備中國にあり
(2) 淺野長政、石田三成、增田長盛、長束正家、前田玄以、
(3) 德川家康、前田利家、毛利輝光、宇喜多

る秀吉の如き形式を呈せり、世に之を桃山時代と稱す。

一五、朝鮮征伐。

秀吉天下を平げ威力餘りて海外經畧となれり、其次第左の如し。

(I) 〔原因〕、我國民の海外冒險の志は既に倭寇の時より顯れたるが國勢膨脹の餘は遂に朝鮮征伐となれり、秀吉兼てより外志の企ありしが、今海內一統に歸するに及び明國に打入らむとて其嚮導を朝鮮王に托せり、然るに彼之に應ぜざりしかば秀吉先朝鮮を打て明に入らむとし關白職を秀次に讓りて太閤と稱し、肥前名護屋に本營を置き水陸十四萬の兵を發して朝鮮に向はしめたり。

(II) 〔征伐〕、宇喜多秀家を總大將とし、加藤清正、小西行長を陸軍の先鋒とし、九鬼嘉隆、加藤嘉明等をして水軍を率ゐしむ、文祿元年吾軍釜山に上陸し、清政は咸鏡道に、行長は平安道に入りて之を徇へ、一ケ月ならずして京城を占領し、平壤を取りしかば、明王之を聞き大軍を發して來り援ふ、我軍逆へ擊ち碧蹄館に戰ひて大に彼を敗りければ明王和を乞ひ、玆に媾和なりて諸軍凱旋せり、然るに慶長元年明の使節來りて秀吉に伏見に謁し國書を呈するや書中「封」爾ヲ爲ニ日本國王」の語ありければ秀吉大に怒り使者を逐ひ、(2)明年再征の令を下せり、かくて小早川秀秋を總大將とし、黑田孝高を參謀とし、清正、行長を先鋒となして再び朝鮮に入り明軍と戰はしめ、蔚山及其他の地に轉戰して屬々敵を破りたり。

(1) 足利外交の條を見よ、

(2) 再征の令

(III)「結果」、慶長三年八月秀吉病を以て伏見に薨ず、年六十三、遺命して在韓の師を還し、後事を德川家康前田利家に托す、家康使を朝鮮に遣し諸軍を還さしむ、斯くて此役は不幸にして花々しき果を收むること能はざりしも我國の武威を發揚し大に國民進取の氣象を促せり、家康は此間に此役に關せずして財力、勢力を蓄へ以て秀吉に代るの素地を造り、他方には此役の爲めに航海業大に興りて邦人の南洋貿易を行ふもの甚だ多きに至れり。

信長、秀吉、家康は戰國末の三雄にして而かも其性全く相異なれり、次の俳句は三人の性を讀みあらはし、て充分なり、○泣ぬなら殺してしまへほとゝぎす（信長）○鳴ぬなら鳴して見よう時鳥（秀吉）○鳴ぬなら鳴まで待てよ時鳥（家康）

(C) 近世史（德川家康の開幕より日露戰役に至る其間凡三百餘年）

一、德川家康忍耐の一事を以て永年織田、豐臣に屈從し秀吉の死後、關原戰、大阪陣を以て豐臣氏を滅ぼし、後幕府を江戶に開きて德川時代三百年の基を開きたり、其次第左の如し。

(I)「關原の役」、秀吉五大老を撰び其子秀賴を托せしが、秀吉の死後、家康の勢獨り盛にして豐臣氏に不利なりければ石田三成、會津の上杉景勝と相應じて事を擧ぐ、慶長五年家康、景勝を征せむとて出發せしに三成其虛に乘じて兵を擧げ西國大名皆之に屬す、家康之を聞き軍をかへし九月兩軍大に美濃關原に戰ふ、勝負未だ決せざりしに西軍中に叛應せしものありて爲めに西軍大に敗れ三成等擒へられて斬らる、これより天下の實權全く家康に歸せり。

(1)(B)十四、桃山時代を參看せよ、(2)天下分目の大戰也、

(II)「大阪陣」、この後、秀頼は尚ほ舊臣に擁せられて、大阪城にありしが、家康、頻に之を滅ぼさんことを欲し、遂に鐘銘事件[3]により之を激して戰を起さしめ、冬夏の二陣によりて元和元年[4]大阪城を陷れ全く豊臣氏を滅ぼせり。

(III)「家康の政策」、家康老猾、事を用ふること周密にして、よく源頼朝の策を學び、上朝廷に對しては陽尊陰抑を主義とし、下諸侯に對しては譜代、外樣の二種を別ち且つ其配置法に注意し、參覲交代を勵行して以て大に統御し易からしめたり、慶長八年家康征夷大將軍に任ぜらるゝや幕府を江戸に開き覇業を始め、職を其子に讓りて後は駿府に隱居して大事を決し、大阪落城後、武家、公家及寺院等の[5]諸法度を發

(3) 第三篇を見よ
(4) 世に之を元和偃武と稱す、
(5) 第三編に委し

布して、諸侯、朝廷、諸宗をして幕府の命に從はしめたり、

二、寛永の治。

二代將軍秀忠、恭儉にしてよく父の志をつぎ、三代家光英邁にしてよく幕府の諸制を完備せしめたり、之を寛永の治となす、其重なるものは次の如し、

(I)「幕府の職制」、家光に至りて形質共に完備す、大老、老中、及び若年寄等の重職を置き、その下に寺社[1]、勘定、町の三奉行ありて各其政務を分擔したり、又地方には京の所司代、大阪、駿府の城代を始として樞要の地に奉行を置き、直轄地には郡代々官ありて其管する所を治めたり。

(1) 寺社奉行、勘定奉行、江戸町奉行之を三奉行と稱す、

(II)〔天主教と通商貿易〕、家康は征韓の後を受けて朝鮮と舊交を修めむとし、對馬宗氏の周旋する所ありて慶長九年より兩國使聘を通ずるに至れり、又足利末より我國に來りし葡、西兩國人に次で和蘭人、英人來朝し亦我と通商するに至れり、此等外人の來ると共に本邦人の海外に赴くもの多く、(2)(ヘセクヅヂナガ)友倉常長の羅馬に、(3)山田長政の暹羅に行くなど、彼我の交通貿易盛大ならむとせしが、寛永十四年、基督教徒天草(アマクサ)四郎等島原に亂し、松平定信、オランダ人の援を得て漸く平ぐることを得し(4)より、幕府は基督教を恐るゝこと益甚だしく、茲に歐洲諸國との交通(5)を禁じたり、されど和蘭は布教に從事せざる故を以て清國と共に長崎に於て貿易することを許されたり。

(2)第二編に委しく出てたり、
(3)長政シヤムに渡り其地の日本人を率ゐて六昆を破り功により宰相となれり、
(4)肥前國にあり島原の亂ともいふ、

これより幕府は每年宗門改めを行ひ踏繪(5)を設けて其信否をたしかめ、全國の民をして佛教諸派の一に歸依せしめければ基督教根絶して、佛教大に榮えたり。

(III)〔朝廷と幕府〕、幕府は藤原氏にならひ秀忠の女和子(カズコ)を納れて、後水尾天皇の中宮となし大に關東の權威を加へしが、會澤庵(タクアン)和尚等紫衣勅許の件につき天皇は關東の處置を憤り、位を明正天皇に讓り給へり、明正は後水尾の皇女にして和子の生む所也。

三、元祿の盛華。

幕府の權勢は愈々盛にして遂に元祿(1)に至りて其華を開きたり、其次第左の如し。

(5)以後鎖國時代也、
(6)第三編に詳かなり、
(1)五代將軍綱吉の時の年號にして一六八八年間繼けり、

(I)「原因」、島原亂を外にしては天下概ね太平にして、家光の薨後に浪人由井正雪(ユヰショウセツ)、丸橋忠彌(マルバシチユウヤ)等の謀叛ありしと雖も事露はれて誅に伏し、其後世を騷がすものなく、五代綱吉(2)に至りて文藝大に興るに至れり。

(II)「元祿の浮華」、將軍綱吉初め心を政治に止め治績の見るべき者多かりしが晩年柳澤吉保(ヨシヤス)を寵任してより賄賂盛に行はれ幕政大に亂れぬ綱吉佛敎を信じて生類憐みの令を出し犬を愛せしより、犬公方(イヌクボウ)と呼ばれき、世の太平なるにつれ、幕政上述の如くなれば、上下の奢靡は益甚だしく、一般に勇武質朴の風は衰へて安逸優柔に流れ、服裝、居宅等皆壯麗に赴き、淨瑠璃、歌舞伎等の娛樂盛に民間に行はれ武士道(3)の氣風全くすたれたり、風俗の斯の如く華奢なるにつれ、美術工藝は著しく發達し繪書には狩野探幽(カノウタンユウ)、土佐光起(トサミツオキ)を出し、亦岩佐又兵衛(イワサマタベエ)、英一蝶(エイイツチヨウ)の如き新意匠のものをも出せり、其他蒔繪、織物等に至るまで、皆華麗新奇の意匠を競ひたり。

(III)「結果」、風俗亂れ、幕政馳み、天災頻りに至りて財政困難を究めたり、茲に於て一時の急を救ふ爲め金銀を吹替へて惡貨を流通せしめければ物價騰貴して人民大に困難せり。

四、吉宗の中興。

八代將軍吉宗(1)、聰明敢爲にして幕府中興の業を全ふせり、其次第左の如し。

(I)「由來」、新井白石(アライハクセキ)は六代家宣(イヘノブ)に仕へて、綱吉の弊政を革め、財政

(2) 四代家綱の弟にして家光の子也、

(3) 武士道のことは第三編に委しく論じをけり就て見る可し、

(1) 吉宗紀州家より入りて將軍となる、

(2) 君美(キミヨシ)といふ木下順庵の門人

を整理して、金銀の海外流出を防ぎ、外交の事に與りて、我國の威嚴を保ち、皇室を尊崇して(3)四親王家を世襲とするなど幕府の爲め畫策する所頗る大也、次で享保元年吉宗、紀州より入りて八代將軍となるや、從來奢侈文弱の風を矯め、儉約を令し武勇を奬勵して大に士風を振舞し、元祿以來の弊習を除去し得たり。

(II)〔改革の大略〕、吉宗、室直清(ムロナヲキヨ)をあげて顧問となし、專ら實用の學を修めしめ、(4)青木文藏を長崎に遣りて蘭學を修めしむ、斯くて吉宗は殖産興業に意を用ゐ、甘藷を諸國に植ゑしめ、亦心を刑律に注ぎて、公事方定書を制定し、機敏公平なる大岡忠相(オホヲカタダスケ)を擧げて裁判の事を司らしめさ、其他江戸の市區改正を行ひ、いろは四十七組の消防組を設置するなど在職卅年間其處置頗る綿密にして虛文を避ければ、產業大に興り天下太平を樂めり、世之を享保の治といふ。

(III)〔田沼氏の專橫〕、吉宗により幕府は中興の好運に歸せしも其死後家重(イエシゲ)の世に至り近臣田沼意次(オキツグ)信任せられ次で家治將軍となるに及び、意次老中となりて權を弄し、不正の擧動頗る多く、人民大に苦めり、加ふるに安永、天明の間天變地夭相ついで起りしかば天下大慘情を極めたり。

五、寬政の治。

白河侯松平定信老中となりて寬治の治をなし幕府の紀綱再び張るに至れり、其次第左の如し。

(1)博學、多識にして治道に長ぜり、

(3)伏見、京極、有栖川、閑院、

(4)昆陽と號す人よんで亦甘藷先生といふ、

(5)以後幕府は下り坂となれり

(I)〔幕府の下り坂〕、家光より吉宗迄は幕府の權力最も强く、諸侯よく幕命に從ひ、家重は吉宗中興の後を承けて幕勢其頂點に達したりしが、田沼氏權を弄するに及び漸く下り坂に向へり。

(II)〔松平定信〕、田安宗武の子にして將軍家齊(イエナリ)の時入りて老中となり、幕威を回復せんとて吉宗の置法により勤儉を奬勵し、武備を修め、穀蓄の法を說き、蠶業を興せり、時に光格天皇京都にありて天資鋭明勵精治を圖り給ふ、英主、賢宰東西相映じて天下太平也、世に之を寛政の治といふ。

(III)〔寛政以後の幕府〕、世の太平なるにつれ、人は沈靜に歸し形式的茶室内の如き人物となり人心腐敗して復救ふべからず、加ふるに社會の裏面には勤王論大に盛ならむとせり。

六、尊王論の發達。

幕府敗腐して人心漸く之を去らむとする時尊王論盛に唱へられて、以て明治維新の原因をなせり、其大略は左の如し。

(I)〔國學の勃興〕、漢學隆盛の反動として我國古來の制度歷史等を研究する國學なるもの起れり、國學は僧契冲、荷田春滿[1]によりて開かれしが、漸次盛になり、遂に、加茂眞淵、本居宣長及び平田篤胤の三氏によりて大成されたり、彼等の說く所は敬神愛國を主とし我國躰の尊ぶべきこと等にして、水戸光圀の大日本史の如き、賴山陽の日本外史の如き亦大にこの精神を鼓舞し、以て我國民の尊王心を喚起せしむる

(1) 荷田春麿、加茂眞淵、本居宣長、平田篤胤を國學の四天王と稱す、中にも宣長は古事記傳四十八卷を著したる大學者也、

に力ありき。

(II)〔尊王論者〕、(イ)浪人竹内式部(シキブ)。京都にありて公卿の間に出入し、常に「當時將軍あるを知つて天子あるを知らざるもの多し、」と慨歎し、これ君臣の不學に依る也とて朝臣にすゝめて學を修めしめ、亦、武事を習はしむ、幕府捕へて之を逐へり。

(ロ) 山縣大貳(ダイニ)。甲州の士にして其友藤井右門(エモン)と共に皇室の式微を歎き、幕府を貶斥す、幕府捕へて獄に下し、遂に之を斬る、式部も坐して流に處せらる、これより勤王の士の起るもの頗る多し。

(ハ) 高山彦九郎。寛政(2)三奇人の一也、上野の人出でて京に入り、皇室の興復を志し、西國に遊說して志を得ず、遂に自殺す、下野の人、蒲生君平、之と志を同ふし、山陵の荒廢を歎きて山陵志を著す。

(III)〔結果〕、尊王論の盛なるにつれ、幕府の政略を非難するもの四方に起り、幕府は威力地に落ちて遂に維新の大改革となれり。

七、天保の改革。

水野忠邦(タダクニ)改革を行ひ幕威を回復せむとせしも時勢は之を許さず、遂に失敗に歸せり。

(I)〔幕府の衰頽〕、松平定信の後家齊、政を親らすること五十年、從一位大政太臣となりて天下よく治まり文學藝術著しく發達せしが晩年政に倦みて奢侈の風再び盛也、會天保七年以降凶作打續いて起り、人民の餓死するもの多し、大阪與力(ヨリキ)(1)大鹽平八郎官穀を發し究民を救はむ

(2)高山彦九郎、蒲生君平、林子平、委しくは第二篇を參照すべし、

(1)大鹽平八郎の亂、

として許されず、茲に黨を結びて叛し大阪城を攻めしが事ならずして自殺す、これより幕府の威信地に落ちて衰廢の兆漸くあらはれたり。

(II)「水野の改革」、家慶(イエヨシ)將軍となり水野を擧げて老中となす、水野忠邦經世の才あり、松平定信の口吻に習ひて改革を行ひ節儉を守り、武備を修めしめたれど幕府既に衰運に傾きしと、忠邦の改革餘りに激烈なりしとにより民心之に服せず、遂に天保十四年其職をやめらる、之を天保改革といふ。

(III)「結果」、斯くて內政の失敗によりて人心漸く幕府を離れ、外は外國の刺擊を受けて勤王論盛となり、幕府の基礎漸次動搖し來れり。

八、幕府末の外交。

天明以後我國の外交漸く頻繁にして嘉永六年に至り遂に米艦の渡來となれり、今其大略を述べんとす。

(I)「外人擊攘の令」、寬永の鎖國以來外國との交涉絕えたりしに(1)寬政五年露西亞の船國書を齎して通商を乞ひ、文化五年英吉利船長崎を掠す、幕府海防に注意し近藤守重(モリシゲ)をして蝦夷を巡視せしめ、伊能忠敬をして沿海を測量せしむ、以後外國の來りて通商を求むるもの益多かりければ家齊は之を擊攘すべしと令す、之を文政令といふ、家慶立ちて前令を弛め、機に應じて處置せしむ、天保令これ也。

(II)「彼理(ペルリ)の來航」、爾來英、米、露の邊海に來りて通商を求むること甚だ屬々なりしも幕府之を許さざりしが遂に嘉永六年六月に至り、米

(1) 鎖國以後公に通商を乞ふの初めなり、

國の使節ペルリ軍艦四双、兵士五百餘人を率ゐて相州浦賀に來り、國書、方物を献じて通商を求むるに方り、上下大に驚き、幕府は大に狼狽して明年一月を期して返答すべきことを約せり、翌安政元年正月に至りペルリ軍艦七艘を以て來朝し、返答を求む、幕府已むを得ずして、下田、長崎、函館に於て薪水食料を給することを許し、互市を許さず、尋いで、英、露、佛、三國も皆米國の如くしたり。

(III)「日本の開國と井伊直弼」、國論茲に開港、攘夷の二派に分れ議論囂々其決する所を知らざりしが、安政三年米國全權公使ハリス、下田に來り、將軍に謁して國書を呈し、通商條約を結ばむことを乞ふ、老中堀田正篤(マサアツ)其請を許し、上京して開港、通商の勅許を得んとせしも天下の志士京に集まりて得ず、井伊直弼(ナヲスケ)[2]大老となり、時勢の已むべからざるを見、勅許をまたずして、專斷以て米國と假條約を結び、五港を開き貿易を許さんことを約せり[3]、尋で、露、佛、英、蘭も米國の例によりて條約を結べり、茲に於て朝野の志士幕府の專斷を憤り、世論愈沸騰し遂に安政の大獄となり櫻田の變となりて直弼は誅殺されたり[4]。

九、討幕論。

老中安藤信正公武合躰説をとなへて皇妹和宮の降嫁を請ひ、いたく王論の憤激を招けり、これより志士京に集まり、攘夷、討幕を以て事を起さんとし浮浪の徒洛中を橫行せり。

(I)「幕府の改新」、薩摩の島津久光、公武合躰、國論一致の必要なる

(2) 江州彦根の城主なり、

(3) 長崎、函館、兵庫、新潟、神奈川、

(4) 天下の志士幕府の專斷を憤りて鎖港論を唱へ、議論囂々たりければ直弼大に怒りて志士を捕へて獄に下す、吉田松陰、梅田雲濱、橋本佐内等は其主なるものなり

を認め過激論者を抑へて策を朝廷にすゝめければ、朝廷は大原重徳(シゲノリ)を勅使として江戸に至らしめ、將軍の上洛、幕府の改革を命ぜらる、時に文久貳年也、家茂(イエモチ)命を奉じて明年二月を上洛の期とし、且つ、一橋慶喜(ケイキ)を家茂の後見とし、松平慶永(ヨシナガ)を總裁となして諸政を改革せしめたり。

(1) 第二篇を參照す可し、

(II) 〔攘夷實行の議〕、文久三年二月家茂上洛し、天皇は男山に行幸して攘夷の節刀を授け給はんとせしが家茂其實行し難きを知り、病と稱して出でず、朝廷遂に五月十日を攘夷實行の日と定めければ長門藩其日に至りて米、佛、蘭の船を下關に要撃し、薩藩亦先に生麥(1)に於て英人を切りしに茲に至り其賠償を迫り、英艦遂に鹿兒島を砲撃するに至れり。

(2) 奇兵隊の長にして藩主を擁して、局防山口に據る、

(III) 〔長州征伐〕、朝廷は薩、長、土の三藩に命じて禁裏を守らしめてより三藩の威望天下に重く、幕府の勢力、地に墜ちぬ、八月朝議一變して穩和黨の勢力を得るや、三條實美(サネトミ)以下七卿の長門落となり、長門藩士の入京禁となる、元治元年長藩の家老兵を擧げ入京の禁を解かれむことを乞ふや、朝廷幕府に命じて之を伐たしめしに藩主毛利慶親(ヨシチカ)罪を謝して事平らぎしが、主戰黨の高杉晉作(シンサク)(2)等又兵を擧げ、幕府再征して利なく薩藩亦出兵の命に從はずして幕府の威勢地にをちたり。

一〇、大政奉還、

家茂薨じ一橋慶喜嗣いで將軍となりしが慶應二年十二月に至り、孝

明天皇崩ぜられ、(1)今上天皇即位せらる、慶喜大勢の已むなきを見て大政を奉還し奉れり、其次第左の如し。

(I)〔薩長合同〕、薩藩は公武合躰論を唱へしが、第二回征長の頃より、西郷隆盛（タカモリ）、大久保利通（トシミチ）等、長州の木戸孝允と謀りして討幕を議し茲に二藩の連合なれり。

(II)〔大政奉還〕、土佐藩主山内豐信（トヨノブ）、其臣後藤象次郎を遣し、政權返上を慶喜にすゝむ、慶喜亦悟る所あり遂に其議を容れ、上奏して將軍職を解き、大政を奉還せむことを請ふ、朝廷勅して之を許す、時に慶應三年十月十四日也。

(III)〔結果〕、これより朝廷諸侯を會して薩長の處分を定め、攝關、將軍以下を廢して總裁、議定、參與の三職を置き、才能を登用し以て德川氏を處分したるに幕府不服の臣之に從はずして諸方に起り朝廷に反對せり、今其重なるものをいへば、(2)(イ)慶喜、會津桑名の兵を卒ゐて京に向ひ伏見（フシミ）、鳥羽（トバ）に戰ひて敗れ其のがれて江戸に奔るや、(3)(ロ)有栖川熾仁（アリスガワタルヒト）親王を東征大總督として江戸に向はしむ、慶喜寬永寺に退き、其臣勝安芳（カツアワ）を遣し、官軍の參謀西郷隆盛につきて罪を謝せしめ江戸城を明渡せり、(4)(ハ)されど、幕臣中之を喜はざるもの多く就中會津尤も盛也、官軍道を分ち白河口、越後口より之を攻め九月に至りて漸く之を降し奥羽平きぬ、榎本武揚（エノモト）、大鳥圭介の徒、海軍を卒ゐて北海道五稜廓（ゴリョウカク）に據り勢猖獗を極めしが黑田清隆によりて降參せしめられ、茲に賊黨悉く

(1)今上天皇の即位、
(2)京都附近の鳥羽、伏見の戰、
(3)江戸の開城、
(4)會津落城
(5)第二編に出づ

平ぎたり。

一一、明治維新。

源頼朝が幕府を鎌倉に開きしより、六百八十餘年にして政權再び朝廷に歸す、王政維新之也、維新は實に我國開國以來の大業にして[1]政事上大變動の第三也、今其要項を記せば大略左の如し。

(I) 〔五條の誓文と新政〕、明治元年三月十四日、天皇、公卿、諸侯を會して、天神地祇を祭り、國是を定めて、[2]五事を誓ひ給ふ、次て萬民安撫、萬國對立の詔を發し給ひしが、これ實に明治新政の基礎、立憲政躰の濫觴也、茲に於て官制を改革して太政官中に議政、行政、神祇、會計、軍務、外國、刑法の七官を置き議政中、上下二局を置きて政務を議せしめたまへり、之を維新政躰の基となす。

(II) 〔開港、奠都〕、朝廷世界の大勢を察して開國の方針を定め安政五年の假條約を勅許し、外國事務官を置きて外國と和親を結び、萬國公法によりて施行する旨を布告し給ふ、元年八月天皇即位の式を擧げ給ひ、九月改元して明治といひ一世一元の制を定め、江戸を改めて東京となし、十月車駕京都を出でゝ東京に幸し永く帝都と定め給へり。

(III) 〔版籍奉還と廢藩置縣〕、天下平定したれども各藩皆兵馬の權を握り、土地人民を私有し爲めに政府の收入少くして中央集權の實あがらず、是に於て薩[3]、長先んじて封土人民を奉還し、諸藩之に倣ひしが朝廷之を嘉納して藩主を以て藩知事となし以て藩政を行はしむ、明治四

(1) 一、大化改革、第二、鎌倉幕府、第三、明治維新

(2) 一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし、一、上下心を一にし盛に經綸を行ふべし、一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし、一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし、庶民に至るまで各其志を遂げ人心をしてまざらしめんことを要す

(3) 尤も早く奉還の議を唱えたるは姫路藩酒井伯なり、

平ぎたり。

一一、明治維新。

源頼朝が幕府を鎌倉に開きしより、六百八十餘年にして政權再び朝廷に歸す、王政維新之也、維新は實に我國開國以來の大業にして政事上大變動の第三也、今其要項を記せば大略左の如し。

(I) 〔五條の誓文と新政〕、明治元年三月十四日、天皇、公卿、諸侯を會して、天神地祇を祭り、國是を定めて、五事を誓ひ給ふ、次て萬民安撫、萬國對立の詔を發し給ひしが、これ實に明治新政の基礎、立憲政躰の濫觴也、茲に於て官制を改革して太政官中に議政、行政、神祇、會計、軍務、外國、刑法の七官を置き議政中、上下二局を置きて政務

(1) 第一、大化改革、第二、鎌倉幕府、第三、明治維新、

(2) 一、廣く會議を興し萬機公論に決すべし、一、上下心を一にし盛に經綸を行ふべし、一、官民一途庶民に至るまで、各其志を遂げ人心をして倦まざらしめんことを要す、一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし、一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし、

(3) 尤も早く奉還の議を唱えたるは姫路藩酒井伯なり、

を議せしめたまへり、之を維新政躰の基となす。

(II) 〔開港、奠都〕、朝廷世界の大勢を察して開國の方針を定め安政五年の假條約を勅許し、外國事務官を置きて外國と和親を結び、萬國公法によりて施行する旨を布告し給ふ、元年八月天皇即位の式を擧げ給ひ、九月改元して明治といひ一世一元の制を定め、江戸を改めて東京となし、十月車駕京都を出てゝ東京に幸し永く帝都と定め給へり。

(III) 〔版籍奉還と廢藩置縣〕、天下平定したれども各藩皆兵馬の權を握り、土地人民を私有し爲めに政府の收入少くして中央集權の實あがらず、是に於て薩(3)、長先んじて封土人民を奉還し、諸藩之に倣ひしが朝廷之を嘉納して藩主を以て藩知事となし以て藩政を行はしむ、明治四・

年七月斷然藩を廢して縣を置き藩知事を止む、これより郡縣政治の基定まり中央集權の實擧れり。

一二、征韓論。

西鄕隆盛征韓論を主張し、其說の行はれざるや發して西南の役となれり。

(I) 〔征韓論〕、維新の初我國は屢々使を朝鮮に遣し好を求めたるに、彼我に應ぜざるのみか無禮をなすこと多かりければ明治六年西鄕隆盛等之を征せむことを主張す、會、岩倉具視(トモミ)、大久保利通等歐米を漫遊して歸朝し、內政を先にして外征を後にすべき事を論じて之に反對し朝廷亦非征韓に決したれば西鄕隆盛等皆官職を辭して國に歸る。

(II) 〔臺灣征伐〕、先に琉球の民、臺灣に漂流して生蕃の爲めに殺されしかば明治七年朝廷、西鄕從道を遣して之を征討せしめ、遂に清國より償金五十萬兩を出さしめ臺灣を清國の屬地と認めて軍を引上げしが、此擧は征韓論者に對する一部の申譯たるもの也。

(III) 〔西南の役〕、征韓論者野に退き、其不平表はれて江藤新平の佐賀の亂となりしも直ちに平げらる、此間に隆盛は鹿兒島にありて學校を建て數多の子弟を養成して大に聲望ありしが十年二月に至り其徒に擁せられて兵を擧げ、熊本城を圍む、谷干城よく防ぎ、この間に朝廷の征討軍來援せしかば隆盛退きて鹿兒島に走り、力屈して城山に自殺す、時に九月廿四日也。

一三、憲法發布、及國會開設。

五條の誓文が基となり、西洋文物の輸入が衣となり、征韓論破裂が機となりて、茲に立憲政躰の創始を見るに至れり。

(I) 〔自由民權論〕、副島、板垣等の黨、民選議院の起されん事を建議せしに朝廷尙早しとして、之を許さず、八年に至り、元老院を設けて立法の府となし、地方官會議を開きて民選議院設立の階梯となす、かく て民權の自由を說き國會開設を希ふもの陸續として輩出するに及び、十四年に至り、今後十年を期して國會開設の擧ある旨を詔し、伊藤博文をして憲法の制定に從事せしむ。

(II) 〔憲法發布、及國會開設〕、明治廿二年二月十一日紀元節の嘉辰を

トして大日本帝國憲法を發布し、翌廿三年十一月始めて議會を東京に開き、天皇親臨して帝國議會開院式を行はせ給ふ、茲に於て立憲政躰全く備はるに至れり。

(III) 〔官制改革〕、明治十八年官制の大改革を行ひ內閣を組織して行政を司り、司法、立法の機關を別ち、各大臣は君主に直隷して機務を行ひ、內閣總理大臣之を統ぶ、外務、內務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の各大臣は相よりて內閣を組織し伊藤博文初めて總理大臣となれり。

一四、日淸戰役。

我國が世界の舞臺に出づる第一步也。

之を天津條約[1]といふ、

(I)〔原因〕、朝鮮には支那に仕へて國を保たんとする、事大黨と、日本に賴りて獨立を維持せんとする、獨立黨との二あり、明治十七年獨立黨の首領朴泳孝（ボクエイコウ）等、事大黨の首領を除きて政府を組織し、我兵、國王の請によりて王宮を守りしに清國は事大黨を助けて王宮を攻め、我公使館を燒けり、是に於て我國は一方井上馨（カホル）を朝鮮に派して談判を開かしめ、他方には伊藤博文を清國に派して李鴻章と天津[1]に會し、朝鮮の獨立國なること、日清兩國は之に對し同一の權利を有することを約せり、明治廿七年四月朝鮮に東學黨の亂起り、日清兩國各兵を出して其國民を保護せしが、清國は朝鮮を以て其屬國なりと稱し吾撤兵を求む、茲に於て我國は清國の天津條約を無視せるを憤り一は朝鮮の獨立を助け、一は清國の頑迷を懲らし以て東洋永遠の平和を保たんと欲し遂に戰を開くに至れり。

第二編[2]を見よ

馬關條約[3]、

(II)〔戰役破裂〕、八月一日宣戰の詔勅下り歐米各國は局外中立を公布す、次いで大本營を廣島に進め給ふ、我軍は海に陸に連戰連勝の勢を以て進み、遼東を略し、北洋艦隊を全滅し、旅順[2]、威海衛を占領して將に北京に入らむとす。

(III)〔結果〕、清國李鴻章を遣して和を求め明治廿八年四月、我伊藤博文、陸奥宗光と馬關[3]に會し、次の條約を結ぶ、(イ)朝鮮の獨立を認承すること、(ロ)償金二億兩を出し、遼東半島臺灣澎湖列島を割讓すること、(ハ)、砂市、重慶、蘇州、杭州の四港を開くこと。之を馬關條約と稱す、

然るに露獨佛の三國相謀りて我國の遼東半島を領有するは東洋不和に害ありとし、之が還附を我に勸めければ我國は金三千萬兩を收めて之を還附(4)せり。

一五、日露戰役。

我國未曾有の大戰爭にして我國は此戰によりて世界の一等國と肩を並ぶるに至れり。

(I) 〔原因〕、露國は頻りに東方經略の歩を進めてシベリア鐵道を完成し、明治卅一年淸國に迫りて旅順大連等の借地權を得、東淸鐵道を敷設して我還したる遼東の地は殆んど露人の手に歸せり、明治卅三年北淸事件起るに及び、露國は鐵道保護を名として頻に兵を滿洲に送り、

(4)遼東半島の還附、これより獨は膠州灣を、露は半島の南部を、英は威海衛を何れも淸國に迫りて借り受けたり、

(1)日英同盟、

事平ぎて後も撤兵せず、滿洲獨占の企をなせしかば我國は一方强硬なる抗議を入れ他方に於ては英國(1)と同盟して東洋平和の維持を計れり、露國は遂に滿洲撤兵を約せしが、期に至るも之を履行せざるのみならず、朝鮮に於ける我國の權利を害し、朝鮮の保全を危くするの行動に出でしを以て、我國は此際妥協に由て平和を維持せんとせしも露國は言を左右に托して陽に平和を唱道し陰に兵を滿韓に送りて軍事的活動を逞ふせり、我政府は大に決する所ありて明治卅七年二月五日談判不調の旨を露國に通じ、自由の行動を開始せり。

(II) 〔日露戰爭〕、卅七年二月八日戰開け、十日宣戰の大詔下る、これより我軍は海陸共に連戰連勝していたく世界の嘆賞を博し、卅八年二

月、奉天附近の大戰に於て陸軍は世界に稀なる大捷を得、同五月廿七、八日、日本海々戰によりて我海軍は全くバルチック艦隊を全滅し、遂に、アメリカ大統領ルーズヴェルト氏の提議によりて、米國ポーツマウス(2)に媾和の談判を開き我國の寛大なる讓歩に依て、茲に平和の成立を見るに至れり。

(2) ポーツマウスの條約、

(III) 「我國の世界に於ける地位」、世界の列強は力を東洋經略に盡して各々其勢を競ふに當り、東亞の諸國或は老衰し、或は萎縮して振はず、獨り我日本帝國のみ此間に介在し赫々たる武効を以て世界の競爭場裡に立たんとす、先に我國は條約改正(3)の成効により非基督敎國を以てよく基督敎國民を支配し、今亦日露の交戰により、世界の一等國を打破

(3) 條約改正のことは第二篇陸奥宗光の條に委し、

りて以て列強と此肩するに至れり、茲に於てか、吾國の一擧一動は、東洋の平和、世界の外交に影響を及ぼすこと實に大にして、軍事上、學術上亦世界の師たるもの少からず、實に我國は多望多難の位置に立てり、されば國民たるもの奮勵努力、以て祖先が殘し、此光榮ある歷史を維持し、更に進んでは世界の舞臺に雄飛して東西文化の融合を計り、一般人類の幸福增進を勉め、以て萬國無比の國光を世界に發揮するの覺悟なかる可からず。』

第二篇　人名地名の部

讀史上必要なる人名地名の簡單なる説明をなすべし但し第壹篇に出てたるものは概ね之を省けり。

(A)　上世篇。

一　大化以前に於ける重なる人物左の如し。

(I)〔政治家、及軍人〕

(イ)　武内宿禰(タケシウチノスクネ)、孝元天皇の曾孫にして景行の朝に東夷を巡視し成務の朝大臣となり神功皇后を助けて三韓を征服し、尚ほ應神、仁德に歷任して五朝輔佐の元勳たりければ皇別中尤勢力あるものとなり、其子孫大に繁盛し世々顯職を占めたり、就中(1)蘇我氏平群氏葛城氏を其尤なるものとす。

(ロ)　大伴金村(オホトモノカナムラ)、神武天皇の功臣道臣命の子孫にして大連となりて仁賢に仕へ崩後武烈を助けて逆臣大臣平群眞鳥(ヘグリノマトリ)を誅し、武烈の崩じ給ふや繼體天皇を擁立して天下の實權殆んど金村に歸せり、然れども韓土との外交事件に失敗し其子孫勢力振はずなりぬ。

(ハ)　物部守屋(モノノベノモリヤ)、饒速日命の子可美眞手命の裔にして尾輿(オコシ)の子也、大連となり父の保守主義を受けて佛教の傳來に乘じ、進歩主義なる蘇我馬子(稻目の子)と爭ひて敗れ遂に(2)其宗を滅すに至れり、以後蘇我氏獨榮

(1)蘇我氏のことは第一篇上古史中に叙述したり、

(2)物部の滅亡は第一編上古史中にあり、

え、入鹿に至りて其專横極まれり。

(II)〔學者及宗教家〕、

(イ) (3)聖徳太子、用明天皇の皇子にして佛教を信じ蘇我馬子と共に物部を滅ぼし、四天王寺を難波に立て佛教を奬勵し給ひければ美術工藝大に進歩せり、太子は亦推古の皇太子となりて萬機を攝し、聰明聖智にして博學に裁決流るゝが如く、其攝政廿九年間に於ける効績實に偉大なるものあり、就中神儒佛三道を融和混一して十七條の憲法を頒ち、使を隋に遣して其文物を遣入したる如き國運發展上非常の貢献なること亦疑ふ可からず。

(ロ) 高向玄理(タカムクノクロマロ)、推古天皇十五年小野妹子(オノノイモコ)遣隨大使となりて隨朝に赴き

(3)厩戸皇子と稱し、其聰明なるより豊聰耳皇子といふ、

し時、高向玄理、僧旻(ミンノミン)、南淵請安(ミナブチノショアン)等留學生として隨行し、彼地の文物を携らして歸り、大に吾國の文化發達を助け殊に大化改新の際は中央政府の顧問として畫策する所甚大也、後玄理亦遣唐押使となりて(白雉五年)唐都長安に入れり、而して南淵請安は中大兄及鎌足の師たりき。

(ハ) 王仁(ワニ)、百濟の博士にして應神の朝來朝して論語千字文を献し、阿直岐(アチキ)と共に稚郎子(ワカイラツコ)を敎育す、其子孫西文史部(カワチノフミヒトベ)となり、阿直岐の子孫東史部(ヤマトノフミヒトベ)と共に世々文筆を以て朝廷に仕へたり。

(III)〔工藝美術の人〕、

(イ) 秦氏(ハタウヂ)及漢氏(アヤウヂ)、應神の朝、秦人弓月君(ユヅキノキミ)百濟より百廿七縣の人口を卒ゐて歸化し、漢の裔阿知使主(アチノオミ)十七縣の人口を卒ゐて歸化す、これ秦氏、

漢氏の起りにして二氏の繁殖するに及び工藝大に進歩せり。

(ロ) 曇徴（ドンチョウ）、高麗の僧にして彩色、紙、墨の製法を傳へたり。

(ハ) 阿佐（アサ）太子、百濟の歸化人にして書を能くし、其の書きたる聖德太子の像は本朝最古の繪書摸型と稱せらる。

二、大化以前に於ける地名の重要なる者左の如し。

(イ) 任那（ミマナ）、韓半島の南部にありて新羅百濟の間に挾まり、古來吾國との關係密にして崇神の朝に保護を乞ひ、神功皇后の征韓後には日本府ありて三韓を統轄したりき、日本府亦大加羅府とも云ふ。

(ロ) 走水門、東京灣口にして日本武尊東夷征服の時之を渡り給ひしに海荒れ、爲めに愛姫海中に投ぜられしと傳ふる所也。

(ハ) 熊襲と蝦夷、今の日向、大隅、薩摩地方は古へ襲國と稱し太古より蠻人ありて男女の別、父子の親なく慄悍にして大和の朝廷に叛くこと屢々に及べり。又今の駿遠以東には蠻民雜居して盜略を事として良民を苦しむること度々ありき、襲國のものを熊襲といひ、東北のものを蝦夷といふ、何れも吾朝廷の厄介物なりき。

三、奈良朝に於ける重なる人物左の如し。

(イ) 行基（ギョキ）、奈良朝聖武天皇の御世に出でし名僧にして聖武天皇にすゝめて東大寺大佛を建立せしむ、當時敬神の風盛なりければ、行基自ら伊勢に至り、其神託を受け比盧舍那（ビルシャナ）佛は大神宮の化身なることを確めて神佛混同説の始をなせり。

共に陸羽に於ける蝦夷巢窟多し、多賀は陸前仙臺の近くに、秋田は羽後にあり、

(ロ) 玄昉(ゲンボウ)、と眞備(マビ)、玄昉、と吉備眞備は共に元正天皇の朝に入唐し、十四年を經て歸朝したるが、歸朝後玄昉は僧として宮中に入り、眞備は官吏となりて優遇せらる、玄昉聖武の皇后宮子に近接し、其病氣を癒して大に天皇の寵を得、內道場を建て、宮中の出入を許さる、後退けられ造太宰府觀世音の別當となる、又眞備は大に登用せられて奈良朝の文化を助け、片假名五十音圖の作者と稱せらる。

(ハ) 大野東人(アヅマント)。聖武天皇の命を奉じて蝦夷を打ち多賀(タガ)、秋田(アキタ)を鎭めたり、これより蝦夷大に衰ふ。

四、奈良朝時代の重なる地名左の如し。

(イ) 奈良(ナラ)、大和國の北部にありて元明天皇以後七代七十餘年間の帝都たりし所也、今の奈良市は此の跡なれども、市街大に東北に偏し其規模も亦古に及ばず。

(ロ) 志賀(シガ)、近江國大津附近にして、天智天皇の都し給ひし地なり。

(ハ) 膽澤(イザハ)城、陸中北上川の流域にあり、坂上田村麿蝦夷を征伐して築く所にして鎭守府として奧羽を鎭定するの重要點たり。

五、平安朝時代に於ける重なる人名左の如し。

(I)「政治家及軍人」。

(イ) 藤原隆家(タカイヘ)、其兄伊周と共に道長に反對し、事により島流に處せらる、後京に歸りしも眼病に罹り、宋醫の治療を受ると稱して大宰權帥となり、大宰府にあり、寬仁三年、刀伊賊來襲するに及び、隆家九州

の兵を卒ぬて之を打ち暴風雨に乘じて大に之を破り遂に全く之を却けたり。

(ロ) 平忠常（タヾツネ）、上總介となりて房總の地を略し、朝命を奉ぜず、朝廷撿非違使平直方をやりて討せしめしも勝たず、依て源頼信（ヨリノブ）をして之を伐たしむ、頼信急に利根川を渡りて之を打ち、忠常防ぐことを得ず遂に降る。

(ハ) 平忠盛、後白河天皇の親任を蒙り、瀬戸内海に海賊を打て功あり、又祇園境内に妖物を平げ、昇殿を許さる、不次のこの登用は世の猜む所となりしもこれより平氏勢を得たり。

(II)〔宗教家及學者〕。

(イ) 空也、圓融帝の時に出で、京都に惡疾流行せし時、自ら其死體を葬ひ、又天下を周遊して無緣者を弔ひ大に民利を計れり、又念佛宗の一派を開き京都六波羅寺を其本山とせり。

(ロ) 圓珍、圓仁、共に最澄の弟子にして入唐し、圓珍、前に歸りて天台座主となる、圓仁後れて歸朝し、其下につくを好まず、自ら三井寺園城寺を開く、以後天台宗は寺門派と山門派とに分れ永く其爭鬪絶えざりき。

(ハ) 三善清行、宇多朝の頃に出でし有名なる學者にして法律經史に長じ亦文章に巧也、其、醍醐天皇に上りたる意見封事の如き時弊を痛論して餘りあり。

大津にあり

(III)「工藝家」。

(イ) 巨勢金岡（コセノカナオカ）、延善の頃の人にして繪畫に其妙技を表し、紫宸殿の障子に聖賢の肖像を畫けり。

(ロ) 小野道風（オノノトウフウ）、書道に巧にして唐人の筆蹟に習はず、專ら吾國風の優美なる所を顯はしたり、されば後世、藤原行成全佐理と共に三蹟と稱せらる。

(ハ) 飛彈工（ヒダノタクミ）、飛彈國は木林に富み、木工多く、其技に至りては全國に冠たるを以てひだのたくみの名は世に顯はれたり、有名なる畫家百濟河成と技を競ひしものは實にこの飛彈工たりし也。

六、平安時代に於ける地名の重なるもの左の如し。

(イ) 大宰府（ダザイフ）、筑前にありて、海外に對する重鎭なれば古來玆に府を置き大貳帥を任じて之を守らしめたり、されど地の京都を距ること遠きが爲め、京官の貶謫せられしもの玆の權帥となるもの多し、道眞、隆家の如きこの例也。

(ロ) 福原（フクハラ）、平清盛、叡山の壓迫に苦しみ、都を攝津福原に遷し、宋との貿易を盛にせんとて音戸ノ瀨戸を開通せしも、上下の反對甚だしく爲めに之を中止するに至れり。

(ハ) 叡山（エイザン）、山城近江の堺にある大山にして京都の鬼門に當る、傳敎大師始めて之を開きしより、益盛大となり、院政時代に至りては延曆寺の僧兵、意に滿たざることあれば日吉神社の神輿を舁ぎ出して朝廷に

強請し、其勢猖獗にして朝廷頗る其始末に平こうせり。

(B) 中世篇

一、鎌倉時代に於ける重なる人名左の如し。

(J)〔政治家及軍人〕。

(イ) 藤原兼實（カヂワラノカネザネ）、安德天皇西海に遁れ京都に主なき時、兼實議して神器なくして後鳥羽天皇を立つ、其後賴朝と謀り朝廷に二人の議奏を置き、賴朝に眤懇なる者を選び朝議に參與せしむ、遂に賴朝の推選により攝政關白となる、これより攝關家近衛九條の二家に分る。

(ロ) 和田義盛（ヨシモリ）、賴朝擧兵の初めより之を助け、賴朝天下を得たる後は侍所の別當となり頗る勢力あり、北條氏爲めに大に之れを怨む、泉親衡（イヅミチカヒラ）賴家の子、千壽丸を奉じて、北條氏を打たんとし事露はれて、殺され し時和田氏の一族亦之に加はる、北條義時、義盛を怒らせて亂を起さ しめ遂に之を滅ぼす、これより北條氏侍所を兼併せり。

(ハ) 尼將軍（アマ）、賴朝の妻平政子（マサコ）のことにして、北條氏の出也、實朝弑せられて源氏の正統絕ゆるや、政子義時と謀り、藤原賴經（ヨリツネ）を迎へて鎌倉の主とし自ら政をとり權略智謀を以て將士を威服せしめたるの女傑也。

(II)〔宗教家及學者〕。

(イ) 一遍、念佛宗をとなへ、空也の跡を慕ひ全國を周遊し、大に歌を

第一篇中世史　朝幕の關係を參照すべし

弘め遊行上人の稱あり、後藤澤に清靜光寺を建て時宗の本山と定む。

(ロ) 源實朝、鎌倉三代將軍にして和歌をよくし風雅の心深し、承久元年鶴岡八幡宮拜賀の折不幸にして公曉（ギョウ）の爲めに弑せらる。

(ハ) 西行、本名を佐藤義淸（ヨシキヨ）といひ左兵衛尉たりしが、時勢を歎して隱逸の士となり四方に周遊して詠歌を樂めり、山家集は實に其歌を集めたるもの也。

(III)〔工藝家〕。

(イ) 岡崎正宗、鎌倉の產にして元弘三年京に出で、刀を鍛ふること尤も巧妙なりしかば、諸國より來りて業を受くるも頗る多し、我國刀劍を作るの巧妙は正宗及藤原吉光に至りて極れり。

正宗吉光及び郷義弘作る處の刀を三作と稱す

(ロ) 運慶（ウンケイ）、彫刻の名人康慶の子にして其作は尤雄健、剛強の風に妙を得たり、其子湛慶（タンケイ）亦名手たりき。

(ハ) 藤原光長、繪畫の名人にして倭畫をよくし、緻密の風に交ふるに率直淡白の致を以てせり。

二、鎌倉時代に於ける重なる地名左の如し。

(イ) 鎌倉、相摸國にありて相摸灣を扣へ、關東を制御する頗る要害の地也、源頼朝幕府を玆に開きて天下に號令せし以來、北條氏此に據りて天下を治め、其亡ぶるや足利氏玆に管領を置きて關東の抑へとなせり。

(ロ) 石橋山、治承四年、源頼朝兵を擧げ、相摸石橋山に平軍大庭景親

と、戰ひ大敗して安房にのがれたり。

(ハ) 六波羅、鎌倉幕府は最信任せる家人を京都六波羅に遣り、交代守護の任に當らしめしが、承久亂後泰時、時房、南北の兩六波羅に居て、政務を處理せしより、子孫相ついて兩六波羅に居り、京都の警衛西國の軍事を掌れり。

三、南北朝時代に於ける重なる人名。

(I)「政治家及軍人」。

(イ) 北畠親房(チカフサ)、建武中興の際、義良(ヨシナガ)親王を奉じ其子顯家と共に陸奥に至り民を撫せしが尊氏の叛するや上京して後醍醐天皇を助け、尊氏九州より攻め上るや先づ吉野に至りて天皇を侍てり、南北朝の世となり顯家の戰死せし後は、常陸の關城に據りて東國の軍を集め、結城親朝の召に應ぜずして關城の陷るや、吉野に至りて後村上天皇を助け、海賊衆を起して東國と九州の連絡を保たんとせしも中途にして薨ず、其著神皇正統記及職原抄は大に勤王心を鼓舞するに足るもの也。

(ロ) 高師直、尊氏の忠臣にして、六波羅の頭となり、堺浦に於て顯家を殺し、四條畷に於て楠木正行を殺す、弟師泰は新田義貞を藤島に殺し、一家擧げて尊氏の爲めに働きしも尊氏の弟直義と衝突して遂に之が爲めに殺されたり。

(ハ) 山名時氏、南北朝の頃十一國を領して世に六分一と稱せられしが、直冬に至り、南朝に降り遂に尊氏の爲めに攻め亡ぼされたり。

(II)〔宗教家及學者〕。

(イ) 上杉憲實（ノリサネ）、學を好み、久しく頽敗したる武藏の金澤文庫及下野の足利學校を再興し書籍を修めて修繕を施せり。

(ロ) 疎石（ツセキ）、夢窓（ムソウ）國師と號し禪僧にして尊氏の尊信尤も厚く、足利氏の爲めに畫策する處頗多し。

(ハ) 小島法師、碩學の聞え高く太平記の記者として後世に有名也。

(III)〔工藝美術家〕。

(イ) 明晁（ミンチヨウ）、人物畫に於ては古今獨歩と稱せらるゝ大家にして兆殿司と稱せられ其畫は淡白なる黑繪に宋元の眞味を加へて大成せしもの也。

(ロ) 土佐光信、明應頃の畫家にして土佐派中興の能手と稱せらる。

(ハ) 如拙（ヂヨセツ）、周文（シユブン）、後小松天皇前後の人にして宋元の畫法を學び、雪舟（セツシウ）の師となれり。

四、南北朝時代に於ける地名。

(イ) 竹下（タケノシタ）、今の箱根の處にして新田義貞の軍、足利高經と戰ひ敗北して、大友貞載鹽谷高貞等の賊軍に降りし所也。

(ロ) 多々良濱（タマラノ）、筑前國にあり、足利尊氏九州出奔の時小貳大反の兵と共に菊池武敏と戰ひ大に之を破りし所也。

(ハ) 船上山（フナノヘヤマ）、伯耆國にあり、後醍醐天皇隱岐より御還幸の時、名和長年の迎へて駐め奉りし所也。

五、室町時代に於ける重なる人名。

之を嘉吉の亂といふ

(I)〔政治家軍人〕。

(イ) 足利持氏(モチウヂ)、室町幕府と鎌倉管領と互に不和なりしが、足利持氏管領となるに及び、專權甚だしく、遂に自ら入りて將軍たらむとせしに、義敎還俗して將軍となりしかば持氏大に失望して、之を悔り、萬事將軍に反對す、執事上杉憲實屬諫むれども聞かず反つて之を忌みしかば憲實義敎と計り持氏を殺せり、之を永享の亂といふ。

(ロ) 赤松滿祐(ミツスケ)、將軍義敎赤松氏の勢を減がん爲め滿祐の播磨を奪ふ、滿祐大に憤り將軍を自邸に召きて殺す、山名持豐兵を發して滿祐を播州に破り義勝を將軍とす、これより山名氏勢力あり。

(ハ) 太田道觀、扇谷上杉の宰にして江戸城を築き、山內上杉の臣長尾景仲と心を合せて政をなし、河越の上杉持朝、巖付(イハツキ)の太田資清と鼎立の形をなせり、道觀亦和歌を以て有名也。

(II)〔學者及宗敎家〕。

(イ) 一條兼良(カネラ)、博學多識にして樵淡治要を造りて將軍義尙に獻し、大儒の名を後世に殘せり。

(ロ) サヴィエル(Savier)天文十七年鹿兒島に來り島津氏の許可を得て布敎に從事せしも、僧侶の惡みを得て平戸に走り、後山口に至りて大內氏に依る、其後京に出でんとして果さず、豐後に行き、大友義鑑により神學校を建て、支那布敎に從事せむ爲め印度に歸り遂に上川島(サンチヤン)にて病沒せり。

(ハ) 藤原爲世、和歌の名人にして其門人、頓阿（トンア）、淨辨（ジョウベン）、慶運（ケイウン）は卜部兼好と共に和歌の四天王と稱せられたり。

(III)「美術工藝家」。

(イ) 雪舟、義政の時に出でたる有名なる畫家にして、如拙周文を師とし、寛正中明國に入りて北畫を學びて歸朝し、豎宕の健筆天下を風靡して雲谷派の祖となれり。

(ロ) 狩野元信、正信の子にして古法眼（コホウガン）と稱せらる畫の名人にして狩野家の派を大成せり。

(ハ) 祥瑞（ショウズイ）、伊勢の人五郎大夫と稱し、明に渡り磁器を造る法を學び、歸りて其技を肥前唐津の工人に傳へたり。

六、足利時代の地名の重なるもの。

(イ) 鴻臺（コウノダイ）、武藏國にあり、北條早雲の子氏綱が天文七年小弓の御所義明及安房の里見氏と戰ひ大に之を打破りし所也。

(ロ) 岐阜（ギフ）、美濃國にあり、織田信長齋藤龍興を滅して後玆に移れり。

(ハ) 賤嶽（シヅガタケ）、近江の國にあり、天正十一年、秀吉、柴田勝家と戰ひ、秀吉の臣、加藤清正、福島正則、片桐且元等七人奮擊して大に勝家を破りし所也、世に之を賤嶽の七本槍と稱す。

(C) 近世篇

一、享保以前に於ける重なる人名。

(I)〔政治家軍人〕。

(イ)鄭成功、明人鄭芝龍の子也、時に清起り明を滅ぼさんとす、成功明王を奉じ一時大勢力あり南京を占領して援を三代將軍家光に乞ふ、後漸く勢を失ひ臺灣の和蘭人を放逐して之に據り勢力なきを以て家光之を助けず、其子に至り清に滅ぼされて、臺灣清朝に屬せり。

(ロ)小笠原眞頼、信州深志の城主なり、家康の爲めに伊豆を督し、南海中無人島あるを知り、文祿征韓の際秀吉に乞ひて之を探檢し、小笠原島と稱す、後寛永の鎖港にあひ一時之をすてしも、吉宗に至り亦之を日本の領地に入れたり。

(ハ)御三家、德川家康、其六子義直を尾張に、七子賴宣を紀伊に、季子賴房を水戸に封じ以て幕府の藩屏とせり、世に之を三家と稱し世々德川家の重臣となれり。

(II)〔學者及宗教家〕。

(イ)林道春、羅山と號す、藤原惺窩の門人也、文學を以て家康に仕へ德川幕府の爲めに書策する所頗る多し。

(ロ)金地院崇傳、幕初に於ける有名なる學僧にして林道春と共に家康に仕へ外交上に關し、幕府の爲めに盡す所頗る多し。

(ハ)隱元、將軍綱吉の時明國福州より來り山城國宇治に黄檗山萬福寺を開き黄檗禪宗の一派を傳ふ、實に我國に渡來せし佛教の最終也、隱元亦酒井忠勝と交り厚く、隱元豆の始祖たり。

*海賊船の親分にして、我國平戸の女を娶りて成功を生めり、

*僧天海亦家康の寵を受けて外交文筆のことにたづさわたり、

英人ウリヤムアダムス、幕府に仕へて大に盡す所あり三浦安針と名のれり、

ノバイスパニアには新スペインの義也、

(III)「渡海通商家」。

(イ) 田中勝助、徳川家康、英人三浦(ウイリヤム、アダマス)、安針、及蘭人ヤンヨウステン、等を招き、歐洲の事情を聞き、將に亞米利加航海を開かむとす、偶〻西班牙船の紀州灘に破船せし事有しかば、家康、田中勝助に命じ、西洋形の船を造らしめ、灘人を送りてノバイスパニヤに至らしむ、これ今のメキシコにして日本人の亞米利加に至りし始め也。

(ロ) 支倉常長(ハセクラツチナガ)、伊達政宗に宣教師ソテローを仙臺に招き、其議に依り、支倉常長を使者として、慶長十八年九月、陸前月濱より出帆し、喜望岬をめぐり葡西を經て伊太利羅馬に至る、茲に法王パウロ五世に拜顔し前後八年を費して歸國す、されど其歸朝の頃吾國は基督敎の禁令嚴なりしかば、仙臺に於て固く其歸朝を秘したり。

(ハ) 天笠徳兵衛、濱田彌兵衛、徳兵衛は、播州の人也、寛永十年角倉與一の船に乘じ、印度に渡り、歸朝後彼地の風物に付きて說く所しきり也、これ其天笠彌兵衛の名を得たる所以とす。又濱田彌兵衛は、末次平藏氏の船臺灣に於て蘭人の爲めに虐待されしを聞き、大に憤り自ら壯士を卒ゐて臺灣に渡り不意に蘭總督を捕へ、償金を出さしむ、これより蘭人敢て日本人を浸さず。

二、享保以前に於ける重なる地名。

(イ) 江戸、今の東京にして、古に於ては曠貌たる武藏野の一部なりしが、太田道歡の茲に城きしより城下となり、徳川氏天下を一統して幕

府を茲に開きしより漸く大都會となり以て天下の中心となれり。

(ロ) 小牧(コマキ)、長久手(ナガクテ)、共に尾張國にあり、家康織田信雄を助けて秀吉と戰ひ大に之を破りし地也。

(ハ) 天川(アマカワ)、支那廣東の附近にあり、和蘭人之を根據として德川氏の初め我國と大に通商貿易をなせり、西人の所謂マカヲ之也。

三、享保以後維新迄の重なる人名。

(I)〔政治家及經世家〕。

(イ) 寛政の三奇人、高山彦九郎、蒲生君平林子平の三人をいふ、高山、蒲生共に勤王家なるが、林子平は仙臺の人にして外國の形勢を察知し、心を邊海の事に注ぎ、海防論を著はして、人心を警告する所ありしが

高山蒲生のことは第一編(の)中にいへり、

モリソンなるもの長崎に軍艦を率ゐて來航するとの風聞也、

幕府は之を捕へて禁錮に處せり。

(ロ) 渡邊華山(クワザン)、高野長英(チヤウエイ)、華山繪書に長じ洋書を好くす又蘭學に長じ天保九年尙齒會を組織して蘭學を研究せしが、偶モリソン事件起り、世人モリソンの何物たるを知らず、尙齒會の人々大に憤る、華山書を著はして泰西の事情を明にせしが小笠原事件起りて捕へられ遂に自殺す。長英は陸奥の人なり江戸に出で、尙齒會々員となり夢物語を著す、幕府捕へて獄に投じたるに長英脫して靑山に潛伏せしも、兵書を釋して所在表はれ再び捕へられんとして自殺す。

(ハ) 佐久間象山、信州松本の藩士也、藩主眞田幸貫老中となりし時象山之が顧問となり、深く國事を憂え、開國に關して盡す處頗る多し、

其門人吉田松陰米艦に投じて、私かに海外に航せんとし事露はれて刑に處せられたり。

(II)〔文學者〕。

(イ) 前野良澤、豐前中津の藩醫なり、江戸に出て青木文藏に就て蘭學を修め後長崎に出でゝ之を研究し、杉田玄白と共に苦心の末、解躰新書を著はす、これより蘭學漸く開けたり。

(ロ) 塙保己一(ハナワホキイチ)、盲人なるも博識強記にして松平定信之が爲めに和學所を設く、保己一よく古今の典籍を暗誦し、群書類從六百餘冊を編せり。

(ハ) 瀧澤馬琴、幕末に於ける有名なる文學者にして和漢古今の學に通じ、尤も小說著作に名あり、近松門左工衛門、十返舍一九等と共に其作は大に後世に傳へて文範とするに足る。

(III)〔工業家及美術家〕。

(イ) 江川太郎左衛門、伊豆の人にして長崎の砲術家高島秋帆の弟子也、海防論の盛なる時、師と共に幕府の命により、砲器を作り、西洋砲術を諸士に練習せしめたり。

(ロ) 司馬江漢、洋畫をよくし大に其面目をあらはしたり。

(ハ) 丸山應擧、繪畫をよくし、狩野派に基きて寫生を主とし自ら一派を開けり。

四、享保以後維新以前に於ける重要なる地名。

(イ) 五港、長崎、新潟、兵庫、函館、神奈川の五港をいふ、安政五年六月井伊直弼のペルリと共に開港したる貿易場也、この中長崎は幕初以來、支那、和蘭と貿易する我國只一の開港場たりき。

(ロ) 生麥(ナマムギ)、神奈川縣橘郡鶴見の西にあり、島津久光勅使に隨ひ江戸に至り、其歸途英人四人鹵簿を横ぎりしを憤り、其一人を斬り二人を傷けし所也、これを生麥事件と稱す。

(ハ) 五稜廓、北海道函館にあり、維新の際榎本武揚大鳥圭介等の海軍を卒ゐて根據とし、一時其勢猖獗を極めしが、黒田清隆、攻めて降參せしめし所也。

五、明治以後の重なる人物。

(イ) 伊藤博文、長州の人、維新の際、岩倉右大臣と共に海外を視察し、明治十八年官制大改革をなして内閣總理大臣となる、大日本帝國憲法は氏が主任となりて起草する所、日清戰爭の際には首相として大に盡す所あり、現に韓國統監たり。

(ロ) 陸奥宗光、有名なる外交家にして、日清戰爭の時外務大臣として馬關條約を結び、維新以來の外交問題たる條約改正に對し、純然たる對等條約案を提議し、明治廿七年英國の同意を得て、順次他國に及ぼし、締盟國廿二の新條約は卅二年七月十四日より實施せらるゝことゝなり、多年苦心せし事業も氏によりて茲に漸く其効を竣へたり。

(ハ) 東鄕平八郎、日露の交戰起るや氏は日本艦隊の司令長官となり、

連戰連勝遂に日本海の海戰に於て露のバルチック艦隊を全滅し、武威を世界に輝せり、其大効はマルソンのそれと共に永く世界の史上に傳ふるに足る。

六、明治以後の重要なる地名。

(イ) 田原坂、明治十年西南戰爭の際、賊軍の據りて以て大に官軍をなやませし所なるが、野津、三好等の諸將攻めて之を陷れたり。

(ロ) 旅順、清國遼東半島の南端にあり、日清戰役の際我軍これを陷れ、戰後我國の遼東半島を還附して以來露國は清國に迫りて之を借り受け種々の設備をなせしが、日露戰爭起るに及び、乃木將軍遂に之を陷れて吾有に歸するに至れり。

(ハ) 豐島沖、豐島は韓國の西岸にある一島にして明治廿七年七月廿五日我軍の始めて清軍と海戰を開き大に之を敗りたる所也。

第三篇　諸雜事項の部

本編に於ては重に國史事項の重要なるものに付て簡明なる說明をなさんとす、されど第一篇及び第二編に出でたるもの〻如きは重複の煩を避けんが爲め概ね之を省きたり、よく全篇を通讀して遺漏なからむことを望む。

(A)　上世篇

(I)　大化改新以前。

〔政治軍事的方面〕。

(イ)　三種神器。八呎鏡、天叢雲劍、八尺瓊曲玉の三器をいふものにして歷代の天皇、天日嗣の御璽として授受し給ふもの也、天照大神の天石窟の變ありし時、石凝姥命は神鏡を造り、櫛明玉命は曲玉を造れり、獨り神劍のみは素盞嗚尊の出雲國簸川上に於て大蛇を切り給ひし時、其躰中より得給ひしもの也、鏡は明智の德を、劍は武威の德を、玉は文和の德を表はす、天照大神の天讓無窮の詔勅はこの神器と共に實に我國建國の基礎、國躰の淵源を表章せるものにして、現今御鏡は伊勢大廟に、御劍は尾張熱田の宮に、御玉は宮中に藏められたり。

(ロ)　弓弭調、手末調、第十代崇神天皇の朝に至り、公費漸く多くな

りければ天皇は男子より其獵し得たる獸皮を、女子より其織り得たる織物を收めしめ以て其費を補ひ給へり、男子より出すを弓弭調といひ、女子より出すを手末調といふ、これ我國に於ける調稅の始め也。

(ハ) 四道將軍、崇神天皇の時、大彥命を北陸に武淳川別を東海に、吉備津彥を西海に、丹波道主命を丹波に遣し、皇威の擴張を計り給ふ、これを四道將軍と稱す。

(ロ) 〔風俗的方面〕

(イ) 氏姓、氏とは血統家系を示す名にして尙ほ大伴氏、物部氏といふが如し、姓とは身分の尊卑を表はし、同時に政治上に於ける地位の上下を示すものにして、臣、連、直、首等これ也、氏には大氏、小氏の別あり、大氏は本家にして小氏は其分家也、上世、官職と氏姓とは同一にして諸氏は其職業をつぎて以て大氏に屬したり、而して各氏の下には多くの屬民あり、之を部曲の民又は品部の民といへり。

(ロ) 神盟探湯、讀でクガタチトといふ、祭政一致の世、罪の判別し難きものあれば神明に祈り熱湯中に手を操らしめ、以て罪の有無を判斷したる法也。

(ハ) 埴輪、土隅、上古墓地の周圍に立つる土燒の圓筒を埴輪と稱し、其形の人に似せたるを埴輪土偶と稱せり、垂仁天皇の皇后崩去の際野見宿彌の建議により、殉死者の代りとして之を墓の周圍に立てたるに始まる。

野見宿は亦强力にして、角力の始めをなし、且つ埴輪土偶の功により土師臣となれり、

二、大化以後奈良時代に於ける重要なる事項。

(イ) 御子代(ミコシロ)、御名代(ミナシロ)。皇后に子なき時は一定の土地に其皇后の名を附して其の所有としたり、これを御子代田と稱す、又皇子の有無に關らず皇后、皇子の名を或特定の地に付け、之を皇后皇子の所領となすを御名代田と稱す、大化改新に至りて共に廢して公田とせり。

(ロ) 班田收授法(ハンデンシュウジュホウ)、大化改新の時定められたる田制にして、男子は二反、女子は其三分二の口分田を受け、六年毎に戸籍を檢して之を分與する制なりければ、人の生るゝや遲くとも六年目には口分田を受け、死すれば亦遲くとも六年目に必ず之を返納せざる可らず、これ實に貧富の懸隔を防ぐ現今の社會主義の唱ふる所に合する制にして、土地の賣買は全く禁ぜられ、大寶に至りても同樣なりしが、皆悉く之を實行する能はざりき。

(ハ) 大寶令律(タイホウリョウリツ)。天智天皇近江律令廿二卷を撰し、天武天皇亦律令廿二卷を編纂す、文武天皇の四年、刑部親王及藤原不比等(フヒト)等に勅して更に律令を修定せしめ給ひしが明年即大寶元年に至りて始て成る、天武天皇編纂のものを以て根本となし、令十一卷律六卷あり、之を大寶律令と稱し同年天下に頒布したり。

三、平安朝に於ける重なる事項。

(1) 〔政治的方面〕

(イ) 藏人所(クラウドドコロ)、平城、嵯峨兄弟を以て相つぎ、互に相爭ひしより朝臣多

く平城に黨し、嵯峨の命を奉ずるもの少かりければ、嵯峨天皇遂に藏人所を設け其長官を藏人頭（カミ）とし其下に數多の藏人を置きて秘密の文書を掌らしむ、これより、先に小納言の有せし宣傳の權多く茲に移り、大寶令規定漸く、くずるゝに至れり。

(ロ) 檢非違使廳、嵯峨天皇の時、衛門府の尉をして非違を檢斷せしめしに起る、後天長年中に至り、檢非違使廳を置き、長官を別當といひ其下に大小尉あり、世に之を判官（タヒキ）といふ、茲に至り彈正臺、刑部省の權皆茲に移れり。

(ハ) 記錄所、後三條天皇弊政を改革せんと欲し大政官内に記錄所を設け、諸官人をして事務を分擔せしめ、新置の莊園は一切之を廢するの方針をとらる、されども關白藤原敎通（ノリミチ）に防げられて、充分の成績を擧ぐること能はざりき。

(11) 〔經濟的方面〕

(イ) 成功及重功、共に賣官の制也、奈良朝より平安朝にかけて盛に行はれしものにして、米萬石又は絹萬匹を朝廷に獻すれば、國司となることを得る之を成功といひ、國司の任期滿ちて後再任を欲するものは或量の米或は絹を納む、これを重功と稱す。

(ロ) 出擧（スイコ）稻、朝廷もしくは國府等に於て餘りの米を春に種稻として貸付け、秋收穫期に至り、二割の利子を附して元利共に返濟せしむ、この制たる元來百姓の貧乏を救ふの目的に出でしも、後政府に於て利益

多かりしを以て、強て人民に貸付け、田租よりも出擧稻の利多きに至れり。

(ハ)莊園。權門、寺社等の私有地にして田租を收めず國司の治にあづからざる地をいふ、大寶令の制くずれ、寺社權門の功田、賜田を返還せぬもの多く、又數多の開墾田を私有して之を莊園田と稱せり、而して其所有主を領家或は領主と稱し、其地を支配するものを莊長又は莊司といふ、當時國司の政治修まらず、盜賊四方に橫行し、莊長、庄司は家子、郎黨を養ひて自ら衛ると共に近隣の百姓を保護しければ、莊園は遂に國司不入の地となり、田租を納むることとなし、茲に於て、田租を免れんと欲するもの寄進或は和與と呼び、名義丈けを寺社權門に借り、これと同時に、一方には國司權力を利用して良田を兼併せしかば、これより莊園益々多くなり、其弊百出するに至れり。

(111)(イ)「軍事、宗教及交通」

本地垂跡（スイジャク）の說、我國民は古來敬神の心深くして佛教を邪教と考へしもの少からず、されば此の信仰を滅ぼして佛教を弘めんには勢ひ一の宗說を立てざる可らかず、既に奈良の朝に於て東大寺大佛建立の際「神佛同躰、佛は神の化身也」との說早く行基によりて唱へられしが、平安朝に入りて其說益甚だしく、空海、最澄の二僧之を大成して遂に佛は本にて神は末也といふ本地垂跡の說を主張し、大に佛教弘布の便をなせり、これより佛教は上下の信仰を得て其勢力を增進し遂に僧兵の

跋扈を見るに至れり。

(ロ) 健兒（コンディ）、大寶令の軍團制やぶれ、盜賊橫行せしが、茲に諸國軍司の子弟及び地方帶劍者は採用されて健兒となり、以て地方を衛れり、これより兵農相別るゝに至れり。

(ハ) 遣唐使、舒明天皇二年始て唐に使を遣したれども當時未だ遣唐使と稱するに至らず、孝德天皇に至り始めて之を稱す、されど使者重からず、大寶令に至りて其權始て重くなれり、以後仁明天皇に至るまで二百餘年間遣唐使を發すること絕えず、當時船舶の構造完全ならざりしかば、航海困難にして船の覆沒すること屬々なりき、宇多天皇に至り、菅原道眞を遣唐使とせしが、唐には安錄山（アンロクサン）の大亂ありて國內亂れ

しかば道眞建白して遂に遣唐使を止めたり。

(B) 中世篇

一、鎌倉時代に於ける重なる事項。

(イ) 奉行、探題（タンダイ）、鎌倉中央政府機關完備せしが、九州奧羽の如き邊要の地には特に重職を要するが故に、九州には鎭西奉行及九州探題を置き、太宰府にありて西海を警備せしめぬ、又長門には中國探題を置き、奧羽には賴朝の征伐後葛西淸重（カサイキヨシゲ）を奧州總奉行とし、ついで伊澤家景を陸奧留守職となし葛西氏と共に世々北地を鎭せしめぬ、賴朝亦最意を京都に注ぎ、特に京都守護職を六波羅に置き尤も信任せる家臣を派し

て之を鎭護せしめき。

(ロ) 新補地頭（シンポヂ）、承久の亂後、多く關東に敵せし公卿の土地を沒收したるより玆に他に所有權を有するものなき所に補せらるゝ、地頭を出すに至れり、之を新補地頭といひ、承久以前補したる地頭を本補といふ。

(ハ) 武士道、賴朝常に尙武の氣象を養成せむことを勉め、自身も犬に弓馬の術を勵めり、されば將士自ら其風を受けて所謂武士道は厚く養成されたり、當時武士の氣風は一般に恩義を重んじ、然諾を守り、卑怯未練を戒め、素儉約にして死生相結托し、主の爲めには死を致すを以て無上の光榮としたり、此氣風は永く我國民の美性となり時に盛衰ありと雖も、之によりて國民の面目を保ち、國威を發揚せしこと少からず、從つて武士は常に武藝を勵み遊戲の如きも笠懸（カサカケ）、流鏑馬（ヤブサメ）、犬遂物（イヌオフモノ）等を催して自心の練磨に注意したり。

二、南北朝時代に於ける事項。

(イ) 雜訴（ザフソ）決斷所、記錄所、共に建武中興の際、後醍醐天皇が、諸士知行の紛雜を處分せしむる爲めに置かれしものにして、公家武家より選擧して其評定員及寄人を命じたり、又武士を監督する爲め先の六波羅奉行をやめて更に窪所及武者所を置き、新田の氏族をして其頭人ならしむ。

(ロ) 楮幣、今の紙幣也、後醍醐天皇建武中興の後、間もなく、土木を興し、財政究乏の餘、遂に紙幣を發行して一時を彌縫せんとし、士民

が爲め大に困難を感じたり。

(ハ) 二條河原落書、元弘元年何者か京都二條河原に落書して京師の混雜せる世態を叙述せるものにして當時の時勢を觀察する好材料たり、「此比都ニハヤル物、夜討强盜謀綸旨、召人早馬虚騒動、生頸還俗自由出家、俄大名迷者」云々と述し、其巧みなる今尚ほ眼前に見る心地あらしむ。

三、足利幕府時代の重なる事項。

(イ) 德政、古昔天皇の崩御の際などには德政の令を發し、仁德ある政を行ひて人民の困難を救ひしものなりしが、足利氏に至り、其義多少變じて、德政の令出ずれば、金錢其他貸借の功力一切失はるゝことゝなれり、此令を尤も多く用ひて其財政の究乏を補はんとしたるは將軍義政にして前後實に廿四回に及べり、故に後には貧民幕府に迫りて德政の命を出さしめんとし、世之を德政一揆と稱して足利弊政の一に數へたり。

(ロ) 下剋上、應仁の大亂後、天下麻の如くに亂れて、主權の歸着する所なく、社會秩序の變轉甚だ神速にして德義地をはらひ、子にして親を弑するもの臣にして君を害するもの西に東に輩出したり、かの松永久秀の將軍を弑したるが如き則ち之にして、この逆勢を呼て下剋上と稱す、蓋し下にあるもの上に居る者を凌ぐ意なり。

(ハ) 乃貢、田租を乃貢又は物成といひ、定貢の外に雜種の賦役を課せ

り、地子、段錢、棟別等之也、此等の稅率は一定せざれども大躰六民四公、或は五民五公なりき。

(C) 近世篇

近世德川時代に於ける重なる事項は左の如し、

(I)〔法制に關するもの〕

(イ) 參覲交代、德川家康、諸侯をして邸宅を江戸に構へ、妻子を住はしめて人質となし、代る〳〵參勤せしめたり、之を參覲交代と稱す、これ大名の財力を殺がむ爲めにして、諸侯之に不平なりしも皆家康を恐れ、つとめて之に服したり。

(ロ) 法度、元和偃武の後、家康は林信勝を伏見に招きて協議し建武式目に據りて、武家諸法度十三箇條、公家諸法度十七箇條、及び寺院法度の三法令を發布し、以て諸侯を制馭し、皇室及公卿の勢力を檢束し亦諸宗を駕御して、幕府の命に從はしめたり。

(ハ) 足高及、公年方定書、吉宗將軍となり、室鳩巢、荻生徂徠を用ゐ大に弊政の改革を行ひ、人才を得んが爲め、足高の法を定めて、秩祿少き者には其在職中祿を補給して以て祿足らざるものも其才によりて職につくことを得るの途を開き、亦祖先以來の判決例を輯集して、公事方定書といへる武家の法律を制定したり。

(II)〔宗教に關するもの〕

(イ) 踏繪(フミエ)、寛永十五年島原亂以後幕府は天主教嚴禁の策をとりしも尙ほ密に之を信ずるものありければ、耶蘇の像を木板又は銅板に彫りて之を踏ませしめ以て天主教徒なるや否やを檢したり此器を稱して踏板を稱し、紙に書きたるを踏繪と稱しき。

(ロ) コロブ、天主教徒が佛教に改宗するをいひき、德川幕府の初、大久保忠隣京都に至り所司代板倉勝重共に天主教徒を搜索し之を俵に包みコロベ、コロベといひ鐵鞭にて譴責したるより始る。

(ハ) 宗門帳、德川時代に於て諸寺が其檀徒の姓名を記せし帳簿にしてやがては、耶蘇教に非ざる證據となりき、宗門帳亦宗門簿ともいふ。

(ニ) 雜項。

(イ) 朱印船(シュインセン)、朱印地、德川幕府の初「自二日本一到二呂宋國一舟也」などいふ朱印即ち特許を得て、外國殊に前印度諸國と貿易したる船をいひき、京の角倉、伏見屋、境の伊豫屋、長崎の末次、荒木等の諸商人及び松浦、有馬等の諸侯が尤も盛に之を行ひき。又御朱印地とは豐臣秀吉亂世を一統したる後寺社の領地の券狀に朱印を捺して與へたるより始まり、德川時代に於ては花押、黑印等を捺して以て其所有權を證したる寺社領を稱しき。

(ロ) 親藩と譜代と外樣。親藩とは家康の子等の封ぜられたる藩にして德川氏の一門也、譜代とは三河以來世々德川家に屬して忠勤をいたし勳功を立てたるものゝ封ぜられたるものをいふ、外樣とは戰國以來家

康と相對立したりし諸藩をいふ、家康は尤も諸大名の配置に注意し、此等三者を互に入れ交り親疏、大小、相掣肘せしむるの策をとりたり。

(八)鐘銘事件(ショメイジケン)、家康、大阪豊臣氏の財力を減ぜしめん爲め東山方廣寺の大佛殿を再建せしむ、而して其建築成りて供養式を擧げんとするに當り、新鑄の鐘の銘に「國家安康」の句ありければ家康」之を以て自己を呪詛せんと計りしもの也とし俄かに其式を停めたり、玆に於て大阪大に驚き、屢々交渉を重ねたれども調停の議遂に整はず、大野治長等淀君にすゝめて兵を擧ぐるに至れり、眞田幸村(サナダユキムラ)、後藤基次(モトツグ)等諸國の浪士多く之に集まり、玆に大阪冬陣起れり。

受驗者の覺へ易き　日本歷史大尾

明治四十年三月二十二日印刷
明治四十年三月二十九日發行

不許複製

校閲者　文學士　堀田璋左右
著者　史學專攻　江戸千太郎
發行者　東京市神田區表神保町二番地　福岡新三
發行者　東京市淺草區下平右衛門町九番地　岡村庄兵衛
印刷者　東京市京橋區西紺屋町廿六七番地　石川金太郎
印刷所　東京市京橋區西紺屋町廿六七番地　株式會社　秀英舍

定價金拾八錢

發賣所
東京　東京堂　上田屋　文林堂　北隆館　前川文榮閣　東海堂
林平　大川屋　修學堂　至誠堂　二松堂　求光閣
大阪　杉本書店　中川勘助　三宅書店　名倉照文館　吉岡寶文館　山中勘次郎
京都
名古屋　星野文星堂　小澤百架堂　川瀬代助　長崎次郎　菊竹書店　小島大盛堂
熊本市　久留米
函館

發行所
東京淺草區下平右衛門町　岡村書店
東京神田區表神保町　福岡書店
東京神田區表神保町　新英語社
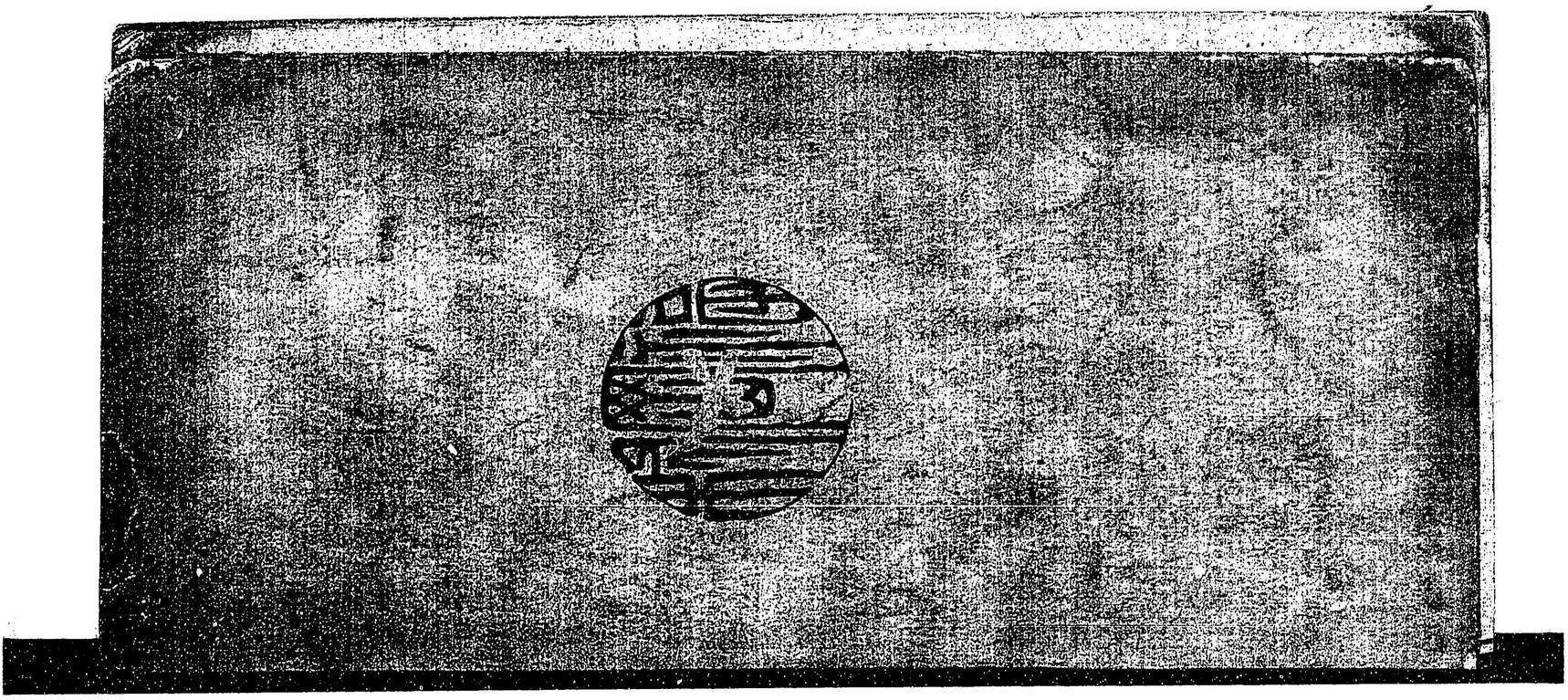
252
815